

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	P. 1
2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	P. 4
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	P. 4
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	P. 5
5. 教員組織の編成の考え方及び特色	P. 8
6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	P. 9
7. 施設・設備等の整備計画	P. 15
8. 既設の学部（修士課程）との関係	P. 17
9. 入学者選抜の概要	P. 17
10. 取得可能な資格	P. 19
11. 管理運営	P. 20
12. 自己点検・評価	P. 20
13. 情報の公表	P. 21
14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	P. 23

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 本学における設置を目指すに至った経緯

1) 本学の沿革

名城大学は、学校法人名城大学によって、昭和 24 年に新学制に基づき、第一商学部が設置認可されて以来、常に社会のニーズに応える教育研究を展開することを旨に、学部・学科及び大学院の増設整備を行い、総合大学としての基盤を確立し、次代の我が国を担う人材育成を実践してきました。その基本的な思考は、学校法人名城大学寄附行為第 3 条に定める本学校法人の目的「穩健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」という“立学の精神”に置き、法学、経営学、経済学、理工学、農学、薬学、都市情報学、人間学等の各学問領域において、教育・研究・社会貢献を実践し、総合大学として整備充実を図ってきました。

平成 28 年 4 月には新たに外国語学部を開設して 9 学部及び 11 研究科となり、中部地区を代表する文理融合型総合大学として、発展し続けております。

2) 本学の施策

本学では、学齢人口の減少を背景に、他校との差別化を図る仕組みづくりが必要との認識の下、平成 15 年 10 月から 1 年 2 ヶ月に亘る議論と作業を経て、2015 年を目途とする戦略プランである「学校法人名城大学における基本戦略について (Meijo Strategy-2015)」(通称：MS-15) を立案し、早くから大学改革に取り組んできました。その取り組みの成果は、志願者数や実就職率の向上など、様々な形で現れてきております。この MS-15 は、2015 年を目標年とすることから、2015 年度からは、開学 100 周年にあたる 2026 年を目標年とする戦略プラン「Meijo Strategy-2026」(通称：MS-26) を新たに策定し、始動しております【資料 1】。

MS-26 では、「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」をビジョンとして掲げ、「生涯学びを楽しむ」という価値観の下、キャンパスの内外でのコミュニティを通じて学生が成長する大学づくりを目指しています。

この理念に基づき、大学院に係っては、「教育の充実」のドメインのもとに、「大学院教育・研究の質保証」を行動目標に掲げ、「高度専門職業人養成に向けた教育プログラム開発」を戦略計画として打ち出しています。さらに、「研究の充実」のドメインでは、「研究環境の充実を通して、社会に評価される学術の創造と普及を図り、教育と社会に還元する」を基本目標としており、本学のこれまでの長い歴史の中で、実学を重視し、真に社会に有用な研究を進めてきた伝統を礎に、学問の探求とそれらの研究に裏打ちされた教育の実践・応用を行っています。

3) 本学理工学研究科の沿革

名城大学大学院理工学研究科は、昭和 52 年 4 月に工学研究科として電気電子工学専攻、土木工学専攻、建築学専攻修士課程の設置をはじめりとして、平成 2 年 4 月に機械工学専攻修士課程を増設しています。そして、平成 5 年 4 月に数学専攻修士課程を設置したことにより、研究科名を工学研究科から、現在の理工学研究科へ名称変更しています。

その後、平成 12 年 4 月の理工学部の 6 学科から 9 学科体制への改組に連動し、平成 14 年 4 月には、理工学研究科修士(博士前期)課程は情報科学専攻(平成 20 年 4 月に情報工学専攻へ名称変更)、材料機能工学専攻および環境創造学専攻を増設して 9 専攻体制となり、現在に至っています。

また、平成 4 年 4 月に機械工学専攻博士後期課程と建設工学専攻博士課程を設置し、平成 5 年 4 月に電気電子工学専攻博士後期課程、平成 7 年 4 月に数学専攻博士後期課程を設置したことにより、学部から大学院修士課程・博士課程と一貫した教育・研究体制を整えることができました。なお、博士課程は、平成 16 年 4 月から、数学専攻博士後期課程、電気電子・情報・材料機能工学専攻博士後期課程、機械工学専攻博士後期課程、社会環境デザイン工学専攻博士課程の 4 専攻体制となり、現在に至っています。

(2) 理工学研究科応用化学専攻設置の意義

地球環境を念頭に置き、人類が豊かな生活を送ることができる環境を構築するための環境テクノロジーや、生物と化学の領域を融合させ、生物にしかできなかつたエネルギー変換を人工物質で実現させようとするバイオテクノロジーや、物理と化学の境界領域に根差し、物質表面の化学修飾などで複合的な機能発現を目指すナノテクノロジーなどを、次世代技術として発展させることが応用化学の使命であります。つまり、応用化学は、化学の知識と技術を用いて物理学と生物学を有機的に結び付ける架け橋となる学際領域であり、複雑に絡み合う最近の産業分野で基幹となる学問であるということが出来ます。また、近年、限りある地球資源を有効に利用する技術開発は喫緊の課題として、産業界で取り上げられており、地球上に豊富に存在する元素を利用した機能化物質の開発は、次世代技術を発展させていく過程で、重要な位置を占めています。さらに、軽量化の要となる「炭素」を用いた物質開発は有機化学分野の得意とする領域でもあります。このような化学を主軸とする分野を専門とする研究者・技術者を育成することは、我が国の科学技術基盤を強化し、発展させる要となります。

本学では、高機能を発揮するための様々な材料を生み出す教育研究の場として、従来から理工学研究科材料機能工学専攻を設置して、教育研究実践を行ってきました。同専攻は、半導体材料、機械工学、ナノ材料、電子物性など、多様な専門分野に基づき、高水準の教育研究実践を行っております。しかしながら、材料工学の教育研究領域は広範にわたるため、上に示した応用化学分野に属する材料開発については、既設の材料機能工学専攻の枠組みでは十分対応することができない状況になりつつあります。

本学理工学部では、すでにこの点に着目して、次世代産業界の基盤を築く研究者・技術者を育成するための母体学科となる応用化学科を 2013 年 4 月に設置し、定常的に学生を受け入れて工学分野に立脚した教育を実施しています。学科の体制として、3 つの学際領域を開設し、合成化学、物質・材料化学、環境・エネルギー材料を専門とする教員により、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、環境テクノロジーに立脚した教育・研究に力を注いでいます。これらの領域を支えるテクノロジーは日々進化しており、基礎となる学問に立脚しながらも、さらに複合化した領域へ踏み込もうとする動きがあります。

このようなテクノロジーの流れに対応するために、教育・研究環境をさらに充実させ、化学を基軸とする研究者や技術者、さらには教育者として活躍し、社会の基盤を支えることのできる人材の育成を目的として、理工学研究科応用化学専攻を設置します。

(3) 理工学研究科応用化学専攻の教育研究目標

20 世紀後半に、微細加工技術が目覚ましく進歩し、それを基盤として IT 産業が大きく花開きました。その土壌から次世代産業を担うナノテクノロジーやバイオテクノロジーが萌芽し、一方

で、前世代の負の遺産を解消すべく、環境テクノロジーも急成長を見せています。これら次世代テクノロジーを支える基盤技術の一つとして、新物質の創成があります。次世代テクノロジーの発展する方向は、従来指向されてきた強さと機能性の追求から、柔軟さ、優しさ、繊細さを持った人間や地球環境に馴染むテクノロジーの実現へと方向転換しつつあります。このようなテクノロジーの鍵になるのは、物質の挙動や変化について精密に解き明かすことができる化学の知識です。応用化学の使命は、化学の知識と技術を次世代テクノロジーと連結し、その発展を人間社会や地球環境のために活用することであり、21世紀の科学技術発展の要となる分野であると言えます。

以上の社会的背景等を踏まえ、応用化学専攻では、観察を主体にした現象論的知識に頼った定性的な理解のみを推し進めるのではなく、近代物理学の強固な土台の上に築かれた現代化学の理論と知見を駆使し、物質の性質を定量的に評価できる能力を身につけることを重視した教育の実施・展開を推進します。具体的には、①実験研究を通じた化学現象の発見と評価、②目に見える化学現象の本質を分子レベル領域で評価し体系化する能力の養成を教育研究目標の基軸と位置付けるものであります。

教育研究目標の実現に向けては、応用化学の3つの基幹分野として生命有機化学、物質物理化学、環境・エネルギー科学を柱とし、このうちの一つを専修分野として実践を通じて深く学ぶと同時に、すべての基幹分野を横断する専門教育を展開することで、応用化学分野における複眼的な視点を養成します。3つの基幹分野の共通的な理念は、次世代テクノロジーを人間社会や地球環境のために活用することであり、以下のような教育研究を展開するものであります。

1) 生命有機化学分野

機能性有機分子の合成や分子構造の解析を行い、新機能を持つ有機物質を創成する。また、生命体における精妙な有機化学現象に着目し、生命科学に学んだ新物質の設計を行う。

2) 物質物理化学分野

新規合成された物質の物理化学的特性の解析を行い、その結果を分子レベルの構造と関連づけて体系化する。また、得られた知見から新たな物質設計の指針を立てる。

3) 環境・エネルギー科学分野

無機物質を中心とする付加価値の高い新物質を開発し、系統的な評価を行う。また、環境関連科学・エネルギー関連科学との融合によって、複合的な新技術の開発を目指す。

(4) 理工学研究科応用化学専攻はどのような人材を育成するのか

1) 理工学研究科応用化学専攻の人材養成目的

理工学研究科応用化学専攻では、化学反応や物質の持つ性質を、分子の構造というミクロな観点で理解し、基礎に忠実な評価方法・技術により、化学現象を定量的にとらえ、物質設計にかかわる情報を発信しながら、社会や産業の発展に貢献できる人材の養成を目的とします。

より具体的には、以下のような能力を身につけさせることを目的とします。

- ①化学物質の持つ有用性と危険性を正確に把握し、安全に取り扱いができる能力。
- ②高度な評価技術を駆使し、環境や安全面における化学物質の正当な評価ができる能力。
- ③複雑な化学的事象から問題を抽出する能力、及び論理的思考と行動力に基づく問題解決能力。

- ④問題解決のための具体的方法・手法を提案し、実施する能力。
- ⑤社会的要請を理解し、国際的な情報を発信することができる能力。

2) 理工学研究科応用化学専攻修了後の進路

応用化学専攻の基礎となる材料機能工学専攻の卒業生が就職している企業の業種として、輸送用機械器具、電気機械器具、金属製品製造業、窯業・土石製品、一般機械器具、化学工業、衣服・繊維製品、精密機械器具、情報サービス業、専門サービス業などがあり、幅広い分野で活躍しています。また、これらの業種に分類される企業を一見して化学系の企業と分類することはできませんが、輸送系機械器具を取り扱う企業の中にも、高分子材料を用い、製品開発を行っている部門もあり、多くの業種で化学分野を専門とする学生の進路は確保されています。さらに、本学の所在地である中部地区には、化学系の業種（化学原料・繊維、プラスチック成形、合成ゴム・タイヤ・接着剤、石油化学、工業薬品・洗剤、セラミック・窯業・環境エネルギー・触媒、食品・医薬品・化粧品など）に分類される企業が多く所在し、特に愛知県については、経済産業省「平成 25 年工業統計調査」（経済産業省大臣官房調査統計グループ、平成 27 年 3 月 27 日公表）【資料 2】によれば、従業者数で見てプラスチック製品・ゴム製品・鉄鋼業が全国 1 位であるなど、化学系関連企業の比率が高いことが示されています。このような状況に加え、材料機能工学専攻の卒業生は、地方公務員や中学・高校の教員となり活躍していることがあげられ、応用化学専攻においても同様な傾向になることが推測されます。

このような実績並びに応用化学専攻における教育研究目標を上記の人材養成目的と照らし合わせ、応用化学専攻卒業後の進路を次のように設定します。

- ①化学物質の製造に関わる材料開発の業務に携わる研究者・技術者
- ②生活化学分野で日常生活を支援する化学製品などの開発を行う研究者・技術者
- ③エネルギー関連分野で環境技術、安全技術などの開発を行う研究者・技術者
- ④化学物質の評価、管理などを行う分析技術開発を行う研究者・技術者
- ⑤地方自治体の公務員（技術職）
- ⑥中学校（理科）・高等学校（理科・工業）の教員
- ⑦大学院博士後期課程進学

2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。

化学産業は、技術力が産業の競争力に大きく影響するため、研究開発が決定的に重要です。高度な研究開発を主導し国際的に優位に立つためには、博士課程修了の人材が産業界で活躍することが必要です（経済産業省「化学ビジョン研究会報告書」平成 22 年 4 月 21 日公表）【資料 3】。このため、応用化学専攻では、将来は博士課程を設置し、産業界の博士人材ニーズに応えることを目指しています。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科、専攻の名称

設置する理工学研究科応用化学専攻は、物質の設計を分子レベルで緻密に行い、実際に合成した物質を正当に評価し、社会や産業に還元して、豊かな生活を持続可能にする付加価値の高い物

質開発を行う応用化学分野についての探究を推進します。これに伴い、教育内容は応用化学分野の3つの主要分野を基盤とし、化学物質や材料の性質・構造を理解するとともに新物質の設計や創製への橋渡しとなるよう工学的見地から化学の知識や技術を修得する構成になっています。さらに、有機物を主体とした物質開発、新規物質の特性の評価・応用、新たなエネルギー開発の基盤材料物質の構築などの教育研究を推進し、環境や安全に配慮しつつ化学分野のテクノロジーを有効に利用することができる工学的知識を持つ人材を養成するという構想であることから、「理工学研究科応用化学専攻」という専攻名称を設定します。

英語名称については、「理工学研究科」の英語名は国際的にも誤解なく示すことのできる「Graduate School of Science and Technology」とし、「応用化学専攻」の英語名は工学を主体とした応用化学分野を教育研究領域とすることから「Department of Applied Chemistry」とします。

(2) 学位の名称

応用化学専攻の教育方針は、純粋化学の領域で独自に発達したテクノロジーを、産業への応用を視野に入れながら連結融合できる工学分野に立脚した人材を養成することにあります。したがって、学位の名称として、研究科・専攻名称との対応をもとに、「修士（工学）」といたします。学位の英文名称は、修士（工学）として一般的である「Master of Engineering」とします。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成方針

応用化学専攻では、生命有機化学、物質物理化学、環境・エネルギー科学の3分野を基軸として、幅広い専門知識および研究・開発能力を修得することを目的として、以下の教育課程を編成します。

- ①化学物質の開発に係る基本方針が理解できる人材の育成
- ②高度な専門知識に基づいて、新たな化学物質・化学材料を創製・評価できる人材の育成
- ③専門領域に留まらず、広く学際領域の発展に協力することができる人材の育成
- ④国際化社会に対応できる情報収集・発信能力、公正な倫理意識を有する人材の育成

(2) 教育課程編成の考え方及び特色

1) 教育課程の基本的な構成

応用化学専攻が取り扱う学問分野は、化学を中心として、物理学・生物学との境界に広がっています。これらの学問分野における基礎的知識を確実に修得させ、さらに化学反応や物質の性質の定量的な評価能力や、新物質の創成に向けた課題発見能力を高めるため、以下のような方針で教育を行います。

基幹となる専修分野として「生命有機化学」「物質物理化学」「環境・エネルギー科学」の3分野を設けます。「生命有機化学」は有機化学と生体関連化学を基盤とした物質開発を行います。「物質物理化学」は新規物質の物理特性評価を基盤として新材料への発展を目指します。「環境・エネルギー科学」は自然環境・人間環境への負荷を軽減させるための新エネルギーを支える物質開発を行います。学生は3専修分野の一つを主専攻とします。

基幹となる3専修分野のそれぞれで特論科目を開設し、関連分野の基礎となる専門知識を修

得させます。また、特別演習・実験科目を開設し、論文講読や研究報告を通じて、課題発見能力・問題解決能力・健全な研究批判能力を育成します。一方、応用化学の全分野で必要となる各種分析手法について、原理を十分に理解して活用できるように、実験手法の原理を教授することに特化した講義科目を開設します。これらの科目で修得した能力を基盤として、主専攻に合致する応用化学分野の特定の課題について実験研究を行い、修士論文として完成させます。

2) 専攻分野の特色

応用化学専攻の教育研究領域である応用化学分野は、純粋化学を活用し、産業応用を視野に入れながら、独自に発達した各分野を連結融合する技術領域と言えます。応用化学専攻では、有機化合物を主体として物質開発を行う生命有機化学分野、新規物質の特性を評価し、材料技術へと結び付けていく物質物理化学分野、自然環境や人間環境への影響を考慮しながら新たなエネルギー開発の基盤材料となる物質を構築していく環境・エネルギー科学分野の3つを基幹研究分野として位置づけます。

そこで、先に述べた応用化学専攻の教育研究目標に基づき、以下の観点から専攻分野の教育課程を編成することとします。

①化学物質の開発に係る基本方針が理解できる人材の育成

強固で独創的な応用化学研究を展開するためには、化学や物理学の根本概念を深く理解し、そこからの緻密な論理展開に基づいて現象を評価することが不可欠です。物質開発の基本となる理論や概念を修得させ、力強い応用研究を実施する能力を育てます。

②高度な専門知識に基づいて、新たな化学物質・化学材料を創製・評価できる人材の育成

応用化学研究においては、化学物質・材料の性質を知悉すると同時に、種々の装置を用いて化学現象を分析する重要な役割を果たします。分析手法の理論と実践的解析手法を関連づけて理解することで、研究中に遭遇する小さな兆候も見逃さず、革新的な発見につながられるイノベーションの力を育てます。

③専門領域に留まらず、広く学際領域の発展に協力することができる人材の育成

応用化学分野は多くの学術分野と接点を持ちつつ発展していることが大きな特徴です。そこで、化学の周辺分野（生物学、環境科学、エネルギー科学等）の最新研究にも強い関心を持ち、学際的な視点から研究開発に挑む人材を育成します。

④国際化社会に対応できる情報収集・発信能力、公正な倫理意識を有する人材の育成

複雑さを増す国際化社会の要請を敏感に感じ取り、適切な情報収集・発信を行う訓練を実施します。また、専門性の高い職業人には高い倫理性が要求されることを常に意識させ、バランスのとれた職業観が醸成されるように方向付けしていきます。

3) 関連分野に関する基礎的素養の涵養への配慮

応用化学専攻は3つの専修分野を基幹研究分野として位置づけ、そのうちの1つから専修科目を選んで専門性を高めることとしていますが、他の専修分野、および理工系の応用化学以外の分野についても理解を深める必要があります。このため、修了要件として、「3つの専修分野から特論科目を各2単位以上」および「理工学研究科の共通科目から2単位以上」を取得することを求めています。この要件を付すことにより、学生は専門性を高めると同時に、応用化学

全体、および理工系の他分野に関する素養も身につけることができます。

また、4つの応用分析化学科目は、必修科目ではないものの、すべての専修科目の研究に関連性が深いため、多くの学生が履修すると期待できます。この科目は、応用化学専攻の全教員がオムニバス方式で担当しており、学生が指導教員以外の教員と接触して研究相談を行う機会の増大につながります。

(3) 教育課程における教育研究内容

1) 生命有機化学（専修分野）

<授業科目の構成>

- ・ 特論科目：6科目 12単位
- ・ 特別演習・実験科目：4科目 8単位

<主な教育内容>

有機物を中心とした合成化学分野の能力を深化させる専門教育を実施します。複雑な有機化学反応の解明を目指した応用有機化学特論や高分子化学の発展形となる先端超分子化学特論、機能性高分子材料特論などの特論を12単位分配置し、学生はそれらの特論科目の中から2単位以上を取得するものとします。また、生命有機化学を主専攻とする学生は、指導教員による論文講読や研究報告および実験指導を行う生命有機化学特別演習・実験ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡBを必修科目とします。

2) 物質物理化学（専修分野）

<授業科目の構成>

- ・ 特論科目：4科目 8単位
- ・ 特別演習・実験科目：4科目 8単位

<主な教育内容>

ナノレベルの物質構築や物性評価を分子レベルで行うことができる能力を深化させる専門教育を実施します。ナノ物質が持つ可能性を探る機能ナノマテリアル特論やそれらの物性を正確に評価し、機能化へと結び付けることを目的とした応用物性化学特論、物質機能物理化学特論などの特論を8単位分配置し、学生はそれらの特論科目の中から2単位以上を取得するものとします。また、物質物理化学を主専攻とする学生は、指導教員による論文講読や研究報告および実験指導を行う物質物理化学特別演習・実験ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡBを必修科目とします。

3) 環境・エネルギー科学（専修分野）

<授業科目の構成>

- ・ 特論科目：8科目 16単位
- ・ 特別演習・実験科目：4科目 8単位

<主な教育内容>

環境保全のための材料や再生可能エネルギーに関わる材料設計ができる能力を深化させる専門教育を実施します。自然環境を考慮した材料設計や持続可能なクリーンエネルギー創生技術を支える材料設計指針を教える環境化学特論、機能性エネルギー材料特論、導電材料特論および固体表面での化学反応に着目した材料設計を教える固体表面化学特論などの特論を16単位分配置し、学生はそれらの特論科目の中から2単位以上を取得するものとします。また、環境・エネルギー科学を主専攻とする学生は、指導教員による論文講読や研究報告および実験指

導を行う環境・エネルギー科学特別演習・実験ⅠA、ⅠB、ⅡA、ⅡBを必修科目とします。

4) 応用分析化学科目

<授業科目の構成>

・分析化学科目：4科目 4単位

<主な教育内容>

化学物質を正確に評価するためには分析化学の知識は必要不可欠であり、かつ、学生が専攻する領域の違いにより分析機器や解析手法は大きく異なります。このため、専攻領域の違いを考慮した分析技術に関する専門教育を実施します。物質の組成比や分子構造、形態や結晶構造、化学結合に関する分析技術を教える組成分析化学と構造機器分析化学、および有機物質の分析に焦点を絞った生命有機分析化学、無機物質の分析に焦点を絞った無機物質分析化学を4単位分配置します。

5) 理工学研究科共通科目

<授業科目の構成>

・共通科目：4科目 8単位

<主な教育内容>

理工学研究科共通科目として、企業でのインターンシップを行うアドバンスト・インターンシップ、科学技術領域の英語に焦点を絞った科学技術英語、理工学分野の広い専門知識の修得を目指した特別講義Ⅰ、Ⅱを8単位分配置し、学生はそれらの科目の中から2単位以上を取得するものとします。

(4) 授業科目に対する単位数の考え方

応用化学専攻で開講する科目はすべて講義または演習科目であり、1単位あたり15時間の教室内における学習を必須とします。さらに、いずれの科目も学生が主体的に学習する授業方法を基準とし、授業準備のための教室外での学習活動を含めて、実質的には1単位あたり45時間の学習を学生に求めることとします。

(5) 成績評価方法及び基準

各科目の評価は、シラバスに定める到達目標に基づき、その達成度を調べるための課題(試験、レポート、プレゼンテーションなど)により行います。評価基準としては、A(80点以上)・B(70点~79点)・C(60点~69点)評価が合格、F(60点未満)評価は不合格として取り扱います。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の配置の考え方

教育課程に沿って応用化学分野の技術者を養成するために、教育と研究に十分な業績と力量を有する教員により組織編成することを基本的な考え方としています。各教員の学位、研究業績、学部及び大学院における教育業績と授業科目との適合性を最重視し、各科目の担当教員として配置しました。

専任教員は、応用化学分野の十分な研究業績を有するとともに、本学または他大学において、学部及び大学院の専門教育担当実績があるので、人材養成目的を十分理解した上で、応用化学専攻の教育研究に従事することができます。

(2) 教育課程と教員組織との係わり

応用化学専攻の3つの専修分野(生命有機化学、物質物理化学、環境・エネルギー科学)には、業績・経験の優れた教員を10名(うち5名は教授)配置し、体系的な教育課程を保証する教員組織とします。教員は全員博士の学位を取得しています。

各専修分野における教育課程と教員組織の関係は以下のとおりです。

1) 生命有機化学

機能性有機分子の設計や合成、生命科学に学んだ新物質の創成を行う本分野には、有機合成化学、高分子化学、生活化学を専門とする専任教員3名(教授1名、准教授2名)を配置します。

2) 物質物理化学

新規物質の物性評価や物質の機能性発現メカニズムの探究を行う本分野には、物理化学、表面化学、ナノ材料化学を専門とする専任教員3名(教授2名、准教授1名)を配置します。

3) 環境・エネルギー科学

環境にやさしい機能性材料の開発やエネルギー効率を上げる複合材料の開発を行う本分野には、材料科学、電気化学、触媒化学を専門とする専任教員4名(教授2名、助教2名)を配置します。

(3) 教員の年齢構成

応用化学専攻専任教員の完成時の年齢構成としては、教授5名のうち、50歳～59歳が3名、60歳～69歳が2名、准教授3名は40歳～49歳、助教2名は30歳～39歳です。

本学の定年制度は、平成7年4月1日以前に採用された教育職員の定年は満72歳、平成7年4月2日以降に採用された教育職員の定年は満68歳、更に、平成17年4月2日以降に採用された教育職員は満65歳です【資料4】。

応用化学専攻専任教員の場合には、完成年度までに定年を迎える教員はおりませんが、今後、適宜、教育課程の充実を図り、教育の水準を維持・向上させながら、教員組織編成の整備充実を図っていくこととします。

6. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法、履修指導、研究指導の方法

応用化学専攻では、人材養成目的として、化学現象を定量的にとらえ、物質設計にかかわる情報を発信しながら、社会や産業の発展に貢献できる人材を養成することを掲げています。この人材養成目的に沿った形で身につけるべき能力証明としての「学位授与方針」、身につける能力を体系的に学ぶ上で大事にしている基本方針としての「教育課程編成方針」、2年間の教育課程に沿って学習を進めるために必要な基礎的能力・姿勢・素養についての「入学者受け入れ方針」をそれぞれ定め、その下で、入学から修了までのきめ細やかな教育方法、履修方法が組み立てられています。以下、修士課程の水準に相応したそれぞれの方法について具体的に示していきます。

1) 教育方法

応用化学専攻における学生教育では、原子・分子レベルの科学法則に基づいた化学の基本的知見を元にして、新物質研究開発のための発想力・展開力を身につけさせることを基本的な考

え方としています。

このため、特論科目では応用化学分野の高度な理論と考え方を身につけさせるとともに、文献を通して先端研究の実践例に触れ、化学分野の理論・考え方をいかに応用化学の研究開発に結びつけるかを学ばせます。すべての専修分野の特論科目を履修することにより、学際的な問題意識を育てます。

特別演習・実験科目では、各専修分野に特化した応用化学分野の具体的な問題について、自ら課題を設定し、自分の実験を通して課題の解決に取り組む力を身につけさせます。このため、学術文献・特許情報の収集と整理や、実験結果の適切な取り扱いとそれに基づく論理的な考察方法について、実践を通じた指導を行います。情報発信力の強化のためプレゼンテーションを定期的に行い、英語での資料作成を推奨することで、国際的な発信力の向上を図ります。

分析化学科目では、応用化学分野で必要となる各種分析手法について、主に座学を通して理論的背景と適切な解析手法について学ばせます。学生の理解を深めるため、各自の専修分野での研究に関連する測定結果も解析の対象として取り上げます。

共通科目では、理工学研究科全体に共通する教育目的に即して、理工学の研究者・技術者として持つべき専門的素養や技術者倫理を身につけさせます。

2) 履修指導

学生は、専修分野の授業科目の中から1部門の特別演習・実験 IA, IB, IIA, IIB（各2単位、計8単位）を選び、これを専修科目とします。この専修科目を担当する教員が学生の指導教員となり、修士の学位論文の作成その他研究一般について、指導を行います。また、学生の授業科目の選定についても、適切な助言を行います。

特論科目は、3つの専修分野のそれぞれについて、2単位以上の履修を必要とします。これにより、専修科目に関わらず、応用化学分野全体を横断する俯瞰的な専門知識を得ることができます。

また、関連科目から共通科目を2単位以上履修することを必要とします。これにより、理工学研究に共通する課題についての問題意識を高めることができます。

学際的な視点を育てるため、他専攻の授業科目・他研究科の授業科目を8単位以内に限って履修することができます。また、各特論科目は応用化学の周辺分野を多く取り扱っているため、応用化学専攻の特論科目の履修によっても学際的な視野を持つことができます。

以上の要件の元で、応用化学専攻に2年以上在籍し、専修科目以外に22単位以上を履修し、その上で専修科目にかかる修士の学位論文を提出して、所定の審査に合格することで、修士(工学)の学位を取得することができます。

3) 研究指導

学生の研究指導は、専修科目の担当教員が責任を持って行います。ただし、その他の教員が随時適切な助言を行うことは妨げません【資料5】。

主体的な研究開発能力を高めるため、学生が出来る限り自発的に研究上の問題発見に至るように、個人の能力に適した道筋を設定しつつ指導を行います。実験研究における学生の自主的活動を最大限に尊重しつつ、実験室の安全と適正な運用コストを維持できるように、担当教員の判断で研究室の環境整備を行います。

オンラインデータベースや電子ジャーナルなど国際標準の学術情報について、本学附属図書館の協力を得てアクセスを確保し、学生が自分の判断で必要な情報を収集できる環境を整えます。それと同時に、データベースの活用法など、的確な情報収集に必要なノウハウを伝達し、情報整理の力を身につけさせます。

実験結果の解析と、その結果の解釈について、分析化学科目との連携をとりながら、個別指導を行います。また、この段階は研究上の不正が最も起こりやすい部分であることによく留意し、研究者・技術者としての高い倫理観を持ち続けるよう意識付けを行います。

特別演習・実験科目との連携により、研究結果の中間報告を定期的に行います。この際に、学生相互の議論や意見交換が活発に行われるよう配慮し、プレゼンテーション能力と科学的なディベート能力を向上させます。また、ディベートの結果を研究活動に生かすために、事後検討と指導を個別に行います。

学生が在学中に学会発表の機会を持てるように、研究の進捗状況の管理に努めます。学会発表は、研究上の競争相手の存在を実感する場であり、また生きた研究が作り出されて行く過程を目撃する場でもあります。このため、学会に参加して発表することは、学生の成長のための大きな鍵となります。可能な限り、国際学会への参加、また国内学会であっても英語での発表を推奨し、国際的な情報発信力を高めます。

修士論文の作成にあたっては、学生が高度な文書作成能力と自己管理能力を身につけられるよう、綿密な計画のもとに指導を行います。研究目的の明確化、実験の再現性に留意した明解な記述、飛躍のない論理展開などに留意して、学生の研究遂行能力に磨きをかけます。また、先行研究への適切な参照や、恣意を含まない実験結果の取り扱いなど、研究者倫理教育についても仕上げを行います。

(2) 授業の実施方法

1) 授業の方法

応用化学専攻では、高い研究開発能力を持つ人材を育てるため、①化学分野の高度な理論的背景、②それを応用した先端研究の実例、さらに③それらを元にした実践研究の展開を行うことが必要です。すべての授業は、これらを実現するために適切な方法で実施します。

特論科目においては、理論的背景を講義形式により講述します。このとき、参考書として大学院レベルで標準とされる教科書を紹介するとともに、必要に応じて理解を助けるための補助資料を配布します。自習を促すため、演習課題を与え、レポートとして提出させます。また、先端研究の実例についても、教員が主導的に講述しますが、学生の視野を広げ能動的な学習を進めるため、一部プレゼンテーション形式での論文紹介も取り入れます。

分析化学科目においては、実際に研究に用いる分析装置の測定結果を実例として用い、理論的背景とデータの解釈方法について、講義形式で理解を深めます。部分的に、課題演習や集団討論の手法も取り入れ、学生の主体的な学習につながるよう配慮します。

特別演習・実験科目においては、先端研究の論文講読と、修士論文研究の中間報告を基本として、主に学生のプレゼンテーション形式での授業を行います。同一研究室の学生はすべて参加し、討論に参加して、研究のコミュニケーション能力の向上を図ります。可能な場合は、複数の指導教員の研究室が合同で報告会を開催して、さらに広い視点からの討論を行うこともあります。

共通科目のうち、アドバンスト・インターンシップでは、企業や公的機関での就業体験を行い、実務を通じて学んだ内容および大学で学ぶ基礎学問との関連性について報告させます。また、科学技術英語では、主に学生によるプレゼンテーション形式を用いて、技術英語の読解や、研究内容の英語による表現能力を向上させます。さらに、特別講義1・2では、社会で活躍している研究者・技術者・起業家の講演を聴講して質疑応答を行い、そこから学んだ内容について報告書を提出させます。

2) 履修モデル

応用化学専攻では、生命有機化学、物質物理化学、環境・エネルギー科学の3分野を基軸として、幅広い専門知識および研究・開発能力を修得し、その能力を元に社会に貢献できる人材の育成を目指しています。以下に、社会的要求を基にした修士学位取得後のキャリアパスを想定した履修モデルを提示します【資料6】。

①化学物質の製造に関わる材料開発の業務に携わる研究者・技術者をめざす学生の履修モデル

本履修モデルは、物質の分子構造、およびナノレベルの構造と物理的性質の相関に関する深い理解と物理化学分野の専門的知識に立脚し、社会の持続的発展を支えるため、産業界からの要請に応え、優れた物理特性を有する新規化学物質を創成する材料開発に従事できる研究者・技術者の養成を目指します。このため、専修科目として物質物理化学分野を選択し、同分野の特論科目を通して物性物理学・物理化学の高度な専門知識を修得します。同時に、生命有機化学分野から応用有機化学特論と先端超分子化学特論、環境・エネルギー科学分野から導電材料特論・低温物性特論・固体表面化学特論を履修して、新規物性を有する物質開発に資する幅広い専門的知見を蓄積します。これに加えて、分析化学科目で組成分析化学・構造機器分析化学・無機物質分析化学を履修し、材料評価に必要な構造情報・物性情報を綿密に探求する力を養います。さらに、アドバンスト・インターンシップと特別講義を通して、現在の産業界での課題についての現状を正確に把握し、社会の要請に的確に応えられるようにします。

②生活化学分野で日常生活を支援する化学製品などの開発を行う研究者・技術者をめざす学生の履修モデル

本履修モデルは、合成化学の知識に立脚し、日常生活を支援する化学関連製品の研究開発を目的として、新物質の創成研究に従事できる研究者・技術者の養成を目指します。このため、専修科目として生命有機化学分野を選択し、同分野の特論科目を通して合成化学・高分子化学・生命分子科学の高度な専門知識を修得します。同時に、物質物理化学分野から機能ナノマテリアル特論と物質機能物理化学特論を、環境・エネルギー科学分野からグリーンケミストリー特論・機能性エネルギー材料特論・導電材料特論を履修し、人間の環境に関わる幅広い専門的知見を蓄積します。これに加えて、分析化学科目で組成分析化学・構造機器分析化学・生命有機分析化学を履修し、合成した有機化合物・高分子化合物の詳細な分析ができる能力を高めます。さらに、科学技術英語の履修により海外の先進材料の情報をいち早く得る力をつけ、特別講義を通して現在の化学製品開発の傾向を学んで、社会人として活躍するための素地を作ります。

③エネルギー関連分野で環境技術・安全技術などの開発を行う研究者・技術者をめざす学生の履修モデル

本履修モデルは、化学的知見に基づいたエネルギー科学に立脚した安全な環境を創造することを目標として、環境技術・安全技術の開発に従事できる研究者・技術者の養成を目指します。このため、専修科目として環境・エネルギー科学分野を選択し、同分野の特論科目を通して環境科学・エネルギー関連科学の高度な専門知識を修得します。同時に、生命有機化学分野からソフトマター特論と機能性高分子材料特論、物質物理化学分野から機能ナノマテリアル特論と応用磁気化学特論を履修し、環境・エネルギー分野に貢献できる新物質について幅広い専門的知見を蓄積します。これに加えて、分析化学科目で組成分析化学・構造機器分析化学・無機物質分析化学を履修し、新しい環境技術・安全技術の実現に必要な新物質の詳細な分析ができる能力を高めます。さらに、アドバンスト・インターンシップと特別講義を通して環境・安全技術に関する企業の取り組みについて学び、社会貢献に有用な学術知識を修得するのに有用な知見を得ます。

④化学物質の評価・管理などを行う分析技術開発を行う研究者・技術者を目指す学生の履修モデル

本履修モデルは、高度な物質開発に必須となる化学物質の評価・管理を行うことを目的として、化学物質分析の理論的知識と高度な経験に基づいた分析手法開発業務に従事できる研究者・技術者の養成を目指します。専修科目として環境・エネルギー科学分野を選択し、同分野の特論科目を通して物質評価・環境物質分析に係る高度な専門知識を修得します。同時に、生命有機化学分野から応用有機化学特論と先端超分子化学特論、物質物理化学分野から機能ナノマテリアル特論と応用物性化学特論を履修し、新規分析手法の開発に有用な物理化学の高度な理論と有機系の新物質材料についての幅広い専門的知見を蓄積します。これに加えて、分析化学科目のすべてを履修し、現在利用される分析手法について幅広い知識と技術を身につけるとともに、新しい分析技術の開発に必要な理論的背景を修得します。さらに、アドバンスト・インターンシップと特別講義を通して企業の物質開発活動の現状について学び、分析技術を通して社会に貢献する手段を主体的に提案できる力を養います。

⑤高度な専門的知識と研究開発力を元に高校理科教員としての活躍を目指す学生の履修モデル

本履修モデルは、高度な専門的知識と研究開発力をベースとして、高校生に化学の開発研究の奥深さを伝えることができる理科教員の養成を目指します。専修科目として生命有機化学分野を選択し、同分野の特論科目を通して生命有機化学の物質開発における高度な専門知識を修得します。同時に、物質物理化学分野から機能ナノマテリアル特論・応用物性化学特論・物質機能物理化学特論を、環境・エネルギー科学分野からグリーンケミストリー特論と導電材料特論を履修し、高校教員として化学教科のみならず物理・生物教科との関連領域にも関心を広げ、後期中等教育の現場で裾野の広い教育が実施できるよう能力を高めます。これに加えて、研究開発力の向上を目的として組成分析化学・構造機器分析化学・生命有機分析化学を履修し、高大連携からものづくりへ続く一貫性のある教育を行うための素地を形成します。さらに、科学技術英語の履修により国際的な視野を広げ、特別講義を通して現在の社会問題とその解決に向けた企業活動の実態を知ること、社会との接点を常に意識した学校教育を実現できる人材を育成します。

(3) 学位論文審査及び公開方法

応用化学専攻の学位授与は、大学院研究科便覧に明示された理工学研究科の学位授与方針に従

って厳正に行います。研究科の修了に必要な単位として「修了要件」に定める通り 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、研究科が行う修士論文の審査および試験に合格することを学位授与の要件とします。

論文審査は、主査および 2 名以上の副査による論文内容の査読、公聴会における客観的かつ厳格な審査を行います。

修士論文は、本学附属図書館に保管し、学内者は閲覧することができます。

(4) 研究の倫理審査体制

応用化学専攻で留意すべき倫理審査としては、研究上の倫理に関することと、学生の論文作成・プレゼンテーション上の倫理に関することがあります。

研究上の倫理に関しては、学内に学術研究支援センターを置き、その関連委員会によって、適正な審議を行います。具体的には、研究者等倫理委員会において研究倫理に係る基準の策定、研究活動および競争的資金の執行にかかる倫理基準の策定と不正行為防止を行います【資料 7】【資料 8】。また、利益相反マネジメント委員会では、産官学連携活動や社会貢献活動における利益相反について、基本方針の策定、相談や自己申告の受付、外部からの指摘への対応を行います。さらに、必要な場合には、動物実験・ヒトを対象とする研究・組み替え DNA 実験について、それぞれの委員会で倫理審査を行います。

学生の論文作成・プレゼンテーション上の倫理に関しては、個別の研究指導と同時に、特別演習・実験と分析化学科目の講義を通して徹底した指導を行います。具体的には、他人の文章の盗用はいかなる場合も許されないこと、先行研究を綿密に調査して適切な引用を行うこと、データの恣意的な改変は許されないことなどを、あらゆる機会を通して強調し、常に高い倫理観を維持して研究に臨むよう意識付けを行います。また、著作権についても随時指導を行い、法的に認められる適切な引用の理解、著作権者に対する適切な手続きの理解を進めます。

(5) 修了要件

応用化学専攻の修了要件は、2 年以上在学し、次に定める方法により、30 単位以上を修得するとともに、研究指導教員による研究指導を受けて、修士論文を作成し、論文審査及び口頭試問に合格することです。

- (1) 専修分野の授業科目の中から 1 部門（特別演習・実験 IA、IB、IIA、IIB 各 2 単位、計 8 単位）を選定し、これを専修科目として修得する。
- (2) 専修科目以外の授業科目（各部門の特論科目 2 単位以上、関連科目の共通科目 2 単位以上を含む。他専攻の授業科目・他研究科の授業科目は 8 単位以内）の中から 22 単位以上を修得する。

評価基準としては、A（80 点以上）・B（70 点～79 点）・C（60 点～69 点）評価が合格、F（60 点未満）評価は不合格として取り扱います。

以上の修了要件については、入学時に指導教員から周知徹底します。

(6) 学位授与方針

応用化学専攻に所定年限以上在籍し、修了に必要な単位を修得したうえで、所定の修士論文の審査に合格し、下記項目を満たす学生に対して、修士（工学）の学位を授与します。

- ①化学物質の有用性と危険性を十分に理解し、社会の要請に対処できる研究者・技術者であること。
- ②物質評価に関わる技術を有し、物質の評価が正確にできる能力を有すること。
- ③化学的な問題を抽出し、解決までの道筋を立て、実施できる能力を有すること。
- ④学際分野の情報を、国際的に発信できる能力を有すること。

7. 施設・設備等の整備計画

理工学研究科の教育研究環境については、大学院学生が通常使用する講義室（演習室）、学生研究室、学生実験室を中心に、その整備充実を図っております。

具体的には、以下のように現有の施設・設備を中心として、その環境整備を行います。

(1) 講義室・研究室等

①理工学研究科の施設対応

理工学研究科として、以下の方針で運営を行います。

- ・専任教員研究室：スペースは25㎡を確保します。
- ・学生実験演習室：大学院生のデスクワーク用スペースとして、学生一人当たり5㎡を確保します。その他、大学院生の実験等に必要なスペースは、別途確保します。

応用化学専攻は、主として研究実験棟Ⅱに教育研究スペースを確保します。上記の学生のデスクワーク用スペース、および実験等に必要なスペースは、応用化学科と共用することで対応します。これに加えて、大学での施設整備将来計画が進行しており、平成32年度には応用化学専攻としての学生用スペースをさらに拡充して、実験に必要なスペースを十分に確保するものとします。

②専攻の関係する主要施設

応用化学専攻の必要施設としては、応用化学科と共用して利用する学科会議室、専任教員研究室、学生実験演習室、学生実験室、試薬庫、材料特性評価室があり、現在応用化学科として下記に示す面積が確保されています。また、全学施設としての授業用教室があり、通常授業への対応は保証されています。

応用化学専攻の専任教員10名および学生の入学定員24名、収容定員48名の規模および教育内容に対して、それらの収容面積および設備は、以下のように一定の水準を有するものと考えます。

- ・専攻専用施設（応用化学科と共用）

1) 専任教員研究室

研究実験棟Ⅱの施設として、上記の配分方針に基づき、個室（25㎡）×10室（専任教員10名対応）および個別什器類を確保し、学生の個別指導ができる環境を整備しています。

2) 学生実験演習室

研究実験棟Ⅱに、学生が研究を実施するための必要什器類が準備された実験演習室（75㎡）×5室と、必要什器類が準備された実験演習室（50㎡）×5室を整備しています。

これら実験演習室のうち有機溶剤使用量の多い2室（75㎡）にはドラフトチャンバー2台を整備し、その他8室にはドラフトチャンバー1台を整備しています。

3) 学生実験室

応用化学科の学生実験室は、合成化学実験室（面積200㎡、収容定員90名）と機器分析実験室（面積100㎡、収容定員30名）、試薬庫（25㎡）から構成されています。応用化学専攻では、学生

が実験研究を実施するにあたり、上記の学生実験演習室では十分に対応できない場合に、応用化学学科が実験室を用いない時間帯に臨時的にこれらのスペースを活用して、実験研究を行います。合成化学実験室にはドラフトチャンバー6台と化学実験器具類を整備し、合成実験や試料調製を行います。機器分析実験室には高度な分析機器を設置し、合成した物質の分析を行うとともに、分析化学科目の講義において実践例を示す際に活用します。試薬庫には施錠可能な薬品庫や試薬専用冷蔵庫を設置し、特別な取り扱いを要する試薬類を一括管理します。

4) 自習室【資料9】

学生の自習環境確保のため、収容定員24名の自習室を準備しています。

(2) 実験施設・設備等

実験室・研究室等の施設及び設置されている機器・器具・装置等については、大学から予算化される教育研究経費等による購入備品等のほか、理工学研究科全体としての施設・設備の整備計画によって、既に教育・研究に必要な最新の機器・器具・装置は整備されており、応用化学専攻の教育研究に供することとなっています。具体的には、以下のような設備をすでに整備しています。

- ・合成化学実験室 (200 m²)

有機合成の実験を行うために必要なドラフト、化学実験台、有機溶媒回収システム等を設置。

- ・機器分析実験室 (100 m²)

物性測定・評価用の分析機器 (赤外分光器、ラマン分光器、X線回折装置、蛍光顕微鏡、走査電子顕微鏡 [X線分析器付]、X線光電子分光器、卓上型核磁気共鳴装置) を設置。

- ・試薬庫(25 m²)

実験用の試薬で、特に取り扱いに注意を要する試薬を保管。利用量・保管量は全学共通の薬品管理システムにより一括管理。

- ・学生実験演習室 (1 教員あたり 50 m²以上)

実験研究に必要な装置類 (ドラフト、およびその他の合成用・分析評価用設備) を設置。学生の指導を行う教員研究室は別途 25 m² 整備。

以上、学生教育に関する施設環境は十分用意されており、教育研究上の支障はありません。

(3) 附属図書館の整備状況

本学附属図書館は、附属図書館本館、薬学部分館、都市情報学部分館、ナゴヤドーム前キャンパス図書館で構成されています。応用化学専攻が設置される天白キャンパスには、地下2階・地上5階建、建築延床面積約1,511,509 m²の附属図書館本館を併設しております。附属図書館本館の蔵書数は約109万5千冊、雑誌の種類は約37万8千種を数え、共用部分として、社会科学開架閲覧室、人文科学開架閲覧室、自然科学開架閲覧室、雑誌閲覧コーナー、英語軽読書室、新聞閲覧室、自由閲覧室、参考図書閲覧室等を設けている他、メディア室、マイクロ資料室、視聴覚室、コピー室、ラウンジ、レファレンスコーナーなど、各種資料対応設備を整えています。座席数につきましても1,221席、蔵書検索・電子資料利用のためのパソコン23台を設置し、学生及び教員の学術研究上、大きな役割を果たしております。また、学術情報資源のデジタル化に伴い、データベース約20種、電子ジャーナル約1万3千タイトルが利用可能であり、学内PCからの電子資料へのアクセスが可能となっています。

また、グループ学習室、グループ研究室なども完備しており、応用化学専攻に在学する学生に対しては、十分な研究・教育環境を提供しているものと認識いたします。附属図書館本館の利用にあたっては、授業期間の開館時間を 9 時から 22 時までとし、カード式入館システムの導入によって、その利便性を高めております。その他、授業期間については、日曜日の開館制度を導入しており、現在は、日曜日に加えて祝日も開館（10 時から 17 時まで。ただし、祝日が授業日にあたる場合は、9 時から 22 時まで）することによって、更に利便性を高めておりますが、今後とも、利用状況等を考慮しながら、利用者の立場に立った運営を心掛けていく方針であります。また、国立情報学研究所の図書館間相互利用システム（NACSIS ILL）に加盟している他大学や研究機関とも図書及び複製等において相互協力をしております。

具体的な図書等の選定等につきましても、学生のニーズ等を踏まえながら行い、附属図書館を通じて整備充実を図っていきます。

8. 既設の学部（修士課程）との関係

応用化学専攻と関連する既設学部として、理工学部応用化学科と、理工学部材料機能工学科があります。また、応用化学専攻と関連する分野の本学大学院修士課程として、理工学研究科材料機能工学専攻と、農学研究科農学専攻応用生物化学専修コースがあります【資料10】。

理工学部応用化学科は、平成25年に設置され、化学的センスに基づいて緻密にデザインされた物質の設計・合成、およびその性質の原子・分子レベルでの解明を通して、社会や産業の発展に役立つ物質を開発できる人材の養成を進めています。応用化学専攻は、応用化学科で行った教育研究をさらに発展させて、高度な物理化学理論に基づいたハイレベルな物質設計や、化学の周辺学術領域を取り込んだ学際的研究の展開を目指します。

理工学部材料機能工学科は、平成25年に応用化学科と分離することで、材料工学の物理・電気・機械的特性の教育研究に専門化を深めてきました。また、理工学研究科材料機能工学専攻は、今回の改組において応用化学専攻の基礎となるものであり、従来化学分野の教員を置いて材料工学と応用化学にまたがった研究教育を行ってきましたが、今回の改組で応用化学分野を分離し、材料機能工学科と同様に、材料工学の中でも物理・電気・機械分野についてさらに専門性を深化させることとなります。このように、材料機能工学科・材料機能工学専攻は、教育研究分野としては応用化学科・応用化学専攻と相互補完の関係になります。

農学研究科農学専攻応用生物化学専修コースは、農学に関連する生命現象を生物有機化学の手法を取り入れつつ解明しています。同専攻が農学を基礎とする資源利用・人と自然との調和・安定した生物生産を意識した応用生物化学教育を行っているのに対して、応用化学専攻では工学を基礎とする「ものづくり」を意識した応用化学教育を行います。

9. 入学者選抜の概要

(1) アドミッションポリシー

応用化学専攻では、人材養成目的、学位授与方針、及び教育課程編成方針に沿った教育・研究を行うため、次の要件を満たす者の受け入れを行います。

- ①化学の基礎学力を有し、専門科目を修得する意思を有する者。
- ②論理的な思考に基づき、自分の考えを説明できる者。
- ③目的意識を持ち、自主的に、かつ、粘り強く物事に取組むことができる者。

- ④基礎を応用する領域に興味があり、将来、研究者や技術者として活躍したいと考えている者。
- ⑤他人と協調的な活動ができる者。

(2) 募集人数・募集区分

本理工学研究科メカトロニクス工学専攻の募集人員は、入学定員のとおり 20 名とします。また、募集区分については (1) 一般入学試験、(2) 推薦入学試験、(3) 外国人試験、(4) 社会人試験の 4 種類とします。なお、それぞれの試験制度毎に募集定員は設けていません。

(3) 入学試験の基本的な方針

1) 一般入学試験

(ア) 出願資格

一般入学試験で出願しようとする者は、以下の出願資格①～⑨のいずれかの条件を満たしていることが必要です。

- ①学校教育法第83条に定める大学を卒業した者および卒業見込みの者。
- ②学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者および取得見込みの者。
- ③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者および修了見込みの者。
- ④外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者および修了見込みの者。
- ⑤我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者および修了見込みの者。
- ⑥専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および修了見込みの者。
- ⑦文部科学大臣の指定した者。（昭和28年文部省告示第5号）
- ⑧学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者。
- ⑨本研究科において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達する者。

(イ) 選抜方法

面接試験および専門試験科目と外国語（英語）の成績に基づき評価します。

2) 推薦入学試験

(ア) 出願資格

推薦入学試験で出願しようとする者は、以下の出願資格①～③のいずれかの条件を満たしていることが必要です。

- ①本学理工学部4年に在学し、その所属する学科と同系の専攻を志望する者で、学科長の推薦が得られる者。
- ②本学理工学部4年に在学し、その所属する学科と異なる系の専攻を志望する者で、学科長

の推薦および志望専修分野の研究指導予定教員の承諾が得られる者。

③他大学（本学理工学部以外の学部を含む）を卒業見込みの者で、在籍している大学の指導教員等に推薦された者であり、また志願専修分野の研究指導予定教員の承諾を得られる者。

(イ) 選抜方法

面接試験（専門の基礎科目に関する口頭試問を含む）および書類審査を実施し、評価します。

3) 外国人試験

(ア) 出願資格

志望専修分野の研究指導予定教員の承諾を得られる者で、一般入学試験の出願資格の①～⑨のいずれかの条件を満たし、出入国管理および難民認定法において、本学入学に支障のない在留資格（留学）を有する者、または得られる者で、日本語に習熟し、受講ならびに日常生活に困難のないことを条件とし、本研究科の出願資格確認を受けた者

(イ) 選抜方法

面接試験（日本語および基礎学力に関する口頭試問）および書類審査を実施し、評価します。ただし、修学状況によっては、一般入試と同様の選抜方法によって評価する場合があります。なお、受験のための出国許可が得られない者については、出願書類によって評価します。

4) 社会人試験

(ア) 出願資格

一般入学試験の出願資格の①～⑨のいずれかの条件を満たしている者で、さらに下記のいずれかの条件を満たしている者を対象に実施します。

①大学を卒業後、社会人として1年以上（入学時現在）の経験を有し、所属長の許可を得られる者で、本研究科の出願資格確認を受けた者

②本研究科が特に認めた者で、出願資格確認を受けた者。

(イ) 選抜方法

面接試験（専門の基礎科目に関する口頭試問を含む）および書類審査を実施し、評価します。ただし、筆記試験を課し評価する場合があります。

(4) 入学者選抜体制

本研究科・専攻における入学者選抜体制としては、全学的な組織として位置づける「入学センター」と連携しながら、専任教員で組織する「大学院理工学研究科委員会」で出題、試験の実施、採点、合否判定に加え、入学選抜方法・体制に係わる検証等も合わせて行うこととします。また、入学試験結果に関する情報については、受験者本人から成績開示請求があった場合は、成績を開示する学内ルールが制定され、適宜対応しています。その他、入学試験実施に関する諸情報については、本学の個人情報保護のガイドラインに沿って本学ホームページ等の媒体を活用して公表します。

10. 取得可能な資格

応用化学専攻では、国家資格として、①高等学校教諭専修免許状（理科）、②中学校教諭専修免許状（理科）が取得できるようにします。

①高等学校教諭専修免許状（理科）...課程認定申請中

【資格取得要件】

教科に関する科目 24 単位を取得し、所定の修了要件を充足して修士（工学）を取得することにより、専修免許状を取得できます。なお、一種免許状を取得していることが前提です。

②中学校教諭専修免許状（理科）…課程認定申請中

【資格取得要件】

教科に関する科目 24 単位を取得し、所定の修了要件を充足して修士（工学）を取得することにより、専修免許状を取得できます。なお、一種免許状を取得していることが前提です。

③危険物取扱者（甲種）…受験資格

【資格取得要件】

修士（工学）を取得することにより、受験資格が与えられます。

1 1. 管理運営

理工学研究科の管理・運営に関して、研究科の重要事項を審議するために、研究科長を議長とする大学院理工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という）を設置します。研究科委員会は、研究科長及び本研究科に所属する専任の教授をもって組織し、研究科委員会の研究科長が招集して、その議長となり、原則 1 月に 1 回の定例研究科委員会を開催します。構成員の 3 分の 2 以上の出席を成立要件とし、出席者の過半数をもって議事を決めます。研究科委員会の事務は、理工学部事務室が行います **【資料 1 1】**。

研究科委員会の審議事項は、次のとおりです。

- (1) 研究及び教育に関する事項
- (2) 学生の入学、休学、退学及び賞罰等身分に関する事項
- (3) 授業科目等及び履修方法並びに試験に関する事項
- (4) 学位に関する事項
- (5) 教員組織に関する事項
- (6) 教育研究に係る学則の変更に関する事項
- (7) その他本研究科の教育研究に関する重要事項

また、研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他教育研究に関する事項で、本委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

本研究科委員会の下に、教務委員会、学生委員会、教育改善委員会等を設置し、それぞれの委員会の役割に基づき、迅速な意思決定を旨とした管理運営体制を整備しています。

また、全学組織の委員会として、学務センター委員会、入学センター委員会、FD 委員会、学術研究審議委員会、情報センター委員会等々の委員会がありますが、これらの委員会と研究科運営の有機的連携を図りながら、本研究科の管理運営を進めます。

1 2. 自己点検・評価

(1) 実施方法、実施体制

本大学及び大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学及び大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する旨を名城大学学則及び名城大学大学院学則で定めています。

これに基づき、大学評価に関する規程を制定するとともに、大学評価委員会及び学部等評価委員会を設置しています【資料 1 2】。全学的な評価活動を掌る大学評価委員会は学長を委員長とし、副学長、学部長及び研究科長、入学センターや学務センター等の各センター長、経営本部長、更に学長が必要と認めた者を委員として構成されています。一方、学部等評価委員会は学部、研究科、センター等の教育目的等の達成に資することを目的としており、学部長、研究科長、センター長等を委員長とし、それぞれの学部等から選出される教職員等により構成されています。

また、大学全体と各学部との橋渡しをしながら点検・評価を実質化するための組織として、副学長をチームリーダーとする大学評価プロジェクトチームを結成し、点検・評価活動の運営支援等を行っています。更に、実施大綱の策定、内部質保証の方針の策定に取り組んだ上で、公益財団法人大学基準協会が定める 10 の大学基準に準じて、名城大学点検・評価報告書を作成しています。

(2) 結果の活用・公表

平成 19 年度に自己点検・評価報告書を取り纏め、平成 20 年度に財団法人大学基準協会(当時)による「大学評価(認証評価)」を受審し、平成 21 年 3 月 12 日付けにて、当該協会の「大学基準に適合している」との認定を受けました。また、平成 27 年度には、公益財団法人大学基準協会において第 2 期となる機関別認証評価を受審し、平成 28 年 3 月 11 日付けにて、当該協会の「大学基準に適合している」との認定を受けました。

点検・評価報告書及び受審結果については、名城大学ホームページで広く社会に開示しています。また、認証評価結果を踏まえ、今後、全学及び各学部等で改善に係る取組を推進していき、平成 31 年 7 月末までに改善報告書を提出する予定です。

1 3. 情報の公表

(1) 公表の方針・実施方法・情報提供項目

平成 22 年 6 月 15 日付けで学校教育法施行規則の一部が改正され、平成 23 年 4 月 1 日から各大学等において教育情報の公表を行う必要がある項目が明確化されました。本学ではこの動きに先んじて、様々な情報公表の環境整備を行ってきましたが、本学の教育研究の強み、また、それを支える経営環境の情報も含めて、公表・発信を行うこととしました。この指針の策定においては、教学マネジメントと経営マネジメントの視点から設計を行い、可能な限り、平易かつ一元的な情報として整理し、体系的な情報公表を旨として Web サイトにおいて公表することとしています。(<http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/public.html>)

公表している内容は【資料 1 3】のとおりであり、数量的な基本情報(データ)と教育研究に係わる質的情報、更には、従前から公表していた財務諸表、本学の戦略プランの情報というように、大学の営みが網羅できるように設計されているところに特色があります。また、教員データベースとのデータ連携の環境も整い、本学の教育研究基盤を支える専任教員の様々な取り組みも広く網羅できるようになりました。

本学が、その教育の質を向上させるためのツールとして、これからも質的・量的に発信する情報の充実を図って行くことを全学的に確認しています。

情報の公表にあたっては、Web 環境を活用した情報発信を中心に、学部・学科、研究科・専攻の分野を問わず、統一性を持った内容、かつ、統一感のある表示として取り纏めています。

なお、個別公表項目の概要については以下のとおりです。

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/academics/>

(各学部・研究科ページへ進む)

【公表内容】学部・学科、研究科の人材養成目的その他教育研究上の目的、学部・研究科の学位授与方針、学部・研究科の教育課程編成方針、学部・研究科の入学者受け入れ方針

イ 教育研究上の基本組織に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/organization.html>

【公表内容】組織機構図

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

HP アドレス：

・教員数：<http://www.meijo-u.ac.jp/about/data/teacher/>

【公表内容】教員数、男女別職位構成、年齢構成

・各教員が有する学位及び業績：<http://www.meijo-u.ac.jp/academics/>

(各学部ページ「教員一覧」から教員を探し、項目「教員情報」を選択)

【公表内容】教員の氏名、職位、所属、最終学歴、職歴、受賞歴、所属学会、研究活動(研究分野、著書、学術論文)、外部資金

エ 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在籍する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

HP アドレス

・入学者受け入れ方針：<http://www.meijo-u.ac.jp/academics/>

(各学部・研究科ページ「人材養成目的・3つのポリシー」を選択)

・入学者数、収容定員及び在籍者数、卒業又は修了者数

(学部・学科単位、研究科・専攻単位、学年別、男女別)

<http://www.meijo-u.ac.jp/about/data/student/>

・進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること(学部・研究科単位)

<http://www.meijo-u.ac.jp/career/results/academics/>

【公表内容】就職率、卒業者の進路、就職先区分、業種別就職状況、主な就職先

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

HP アドレス：<https://www.meijo-u.ac.jp/academics/syllabus/find>

【公表内容】

科目名、担当者氏名、開講学科、開講年次、単位数、必修・選択区分、科目部門、準備学習・事後学習、履修上の留意、授業の目的と概要、サブタイトル、到達目標、授業計画、授業形態・方法、成績評価方法及び評価基準、受講生へのメッセージ、テキスト、参考文献

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/academics/>

(各学部ページ：下部「学科情報」>「カリキュラム」>「取得可能な学位・卒業要件」を選択
各研究科ページ：「カリキュラム」>「取得可能な学位・修了要件」を選択)

【公表内容】

修業年限及び卒業（修了）に必要な修得単位数、取得可能な学位、学習成果にかかわる評価
キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/about/campus/>

【公表内容】 キャンパス単位の施設・設備の概要、交通アクセスの状況
ク 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること

HP アドレス：<http://www.meijo-u.ac.jp/campus/tuition/>

【公表内容】 入学年度別学費（学年、納入時期、入学金、授業料、実験実習費、施設費／学部・研究科単位）、その他の学費（休学中の在籍料、教職履修費、学芸員履修費）
ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

HP アドレス：

・ 学生生活：<http://www.meijo-u.ac.jp/campus/>

【公表内容】 学修基本情報、生活情報、学習環境、施設紹介、経済的支援、様々な学び(他学部履修制度、英語多読教育等)、健康管理、課外活動

・ 国際交流：<http://www.meijo-u.ac.jp/international/>

【公表内容】

国際交流支援組織、国際交流プログラム（海外英語研修、スタディツアー、交換留学等）

・ 就職・資格：<http://www.meijo-u.ac.jp/career/>

【公表内容】 就職・資格取得支援組織、インターンシップ、公務員・資格取得支援

コ その他(教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等)

HP アドレス

・ 学部・研究科等の設置：http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/ri_report/

【公表内容】 設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書

・ 学則：<http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/regulations.html>

【公表内容】 大学学則、大学院学則、学位規程

・ 自己点検・評価報告書、認証評価の結果等：

<http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/valuation/>

【公表内容】 自己点検・評価報告書、基礎データ、認証評価結果資料

・ 事業計画書、事業報告書：<http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/report.html>

【公表内容】 事業計画、事業報告

・ 財務報告：<http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/finance.html>

【公表内容】 予算書、決算書、過去5カ年の財務比率推移

・ 学校法人名城大学の基本戦略 MS-26：<http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/ms26.html>

【公表内容】 MS-26 戦略プラン、MS-15 活動報告書・事業報告書

14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) FD 活動の推進

1) 本学におけるこれまでのFD活動に対する取り組み

本学では、平成 13 年 7 月から、教育内容等の改善のための組織的な研修などを行う委員会組織として、「FD 委員会」を設置し、全学的な視点から FD (Faculty Development) 活動を展開しています。活動の根拠は、FD 委員会要項 (平成 13 年 7 月 21 日施行) に定め、自主・自律の探求精神に基づき、FD 活動を通し、学生及び教職員のモチベーションを最大化する「名城教育力」を持続的に創出することを旨として活動を推進しています。

平成 25 年度には、これまでの活動実績を踏まえ、本学の FD 活動を「マイクロレベルからマクロレベルまでの FD を広く捉えること」と再定義し、全学の FD 委員会においては、各学部等の授業・教育改善を支援するとともに、それらを全学的に共有する場と位置づけ、各学部・研究科の FD 組織においては、マイクロレベルからマクロレベルまでの活動を一体として実施することとして、各組織の本学 FD の目的を整理し、活動の更なる推進を目指しています

その具体的な活動内容については以下のとおりです。

①全学的な授業アンケートの実施

全学の FD 委員会では、学生の授業に関する意見等を聴取して授業改善に繋げることを主な目的として、平成 12 年度から、全学的な授業アンケートを実施しています。

平成 12 年度末から平成 16 年度までの間、「学生による授業評価アンケート」を 6 回実施しました。本学における「学生の授業評価アンケート」は、前回のアンケート結果と比較することにより、経年的な努力を可視化及び数値化してフィードバックするという、恒常的な教育改善を目指した取り組みとして始めました。手法としては、民間企業で顧客満足度を測定する際に用いる「CS 分析」を活用したものであります。具体的な方法としては、学生の満足感を数値化した「総合満足指標」を算出し、その結果を各教員にフィードバックして、教育手法の改善とともに、学生の付加価値を高めるための教育研究のあり方を真摯に考えながら進めてきました。

この成果を踏まえて、平成 17 年度には、これまでの「学生による授業評価アンケート」を一時中止し、新たに「学生による授業満足度アンケート」を実施しました。この取り組みは、学生と教職員でアンケート項目を作成し、「学生による授業評価アンケート」で得られたノウハウを活かして、授業方法の改善を旨に実施・展開を進めることを狙いとしたものであります。この成果を踏まえて、平成 18 年度からは、教員・学生の相互の視点から、立体的な授業満足度の測定を行うため、教員の視点による「教員による授業評価アンケート」も実施しました。そして、平成 19 年度から平成 21 年度にかけて、アンケートの設問を学生・教員とも同じ設問で設定し、「学生による授業満足度アンケート」と「教員による授業満足度アンケート」の分析結果との比較も行い、実施しました。

平成 22 年度からは、授業改善や授業工夫に繋げていくという視点から学生の満足度を高めるため、学生・教員相互の視点から「授業改善アンケート」へと、名称を変更しています。平成 22 年度は各教員に対し、各々のアンケート結果を基に授業改善の方法等を記載させ、学生へのメッセージとして報告書にまとめました。また、平成 23 年度はおおよそ最終授業でアンケートを実施し、授業が最後まで終わった時点で学生の声を聞くように変更しました。

平成 25 年度からは、学生からの意見の集約に力を注ぐため、学生による授業改善アンケートのみ実施しています。なお、平成 25 年度の実施率 (対象科目のうち、アンケートを実施した授業の割合) は 91.8%、平成 26 年度の実施率は 92.7%、平成 27 年度の実施率は 95.6%でした。その成果については刊行物として取りまとめ、ホームページ等を通じて、学内外に公表しています。

②授業改善のヒントや、教育改革方策の知識基盤形成のための学習会

本学では、FD 活動の創成期において、教員相互で「授業の工夫」を共有し、ともに学びながら、教授技能を磨いていくことを目的として、同僚による授業参観（ピア・レビュー）を実施し、授業参観後に、授業担当者を囲んでフリートーキングによる授業検討会を実施し、授業改善のためのアイデア等を教員間で共有する機会を持ち、大学全体で互いに学びあう風土を醸成してきました。しかしながら、学習者の多様化・多層化など、平面的な議論では解決できない諸課題も増加してきたため、教員研修プログラム設計の第一歩として、日常的な教育に対する悩みや課題を語り合い、教育におけるモチベーションアップを目指す場として、現在は、T&L CAFE

（Teaching & Learning CAFE）として展開しております。平成 20 年度からスタートし、これまで 5 回開催しています。この場では、専門分野の壁を越えて、授業の工夫を共有することを主眼として取り組み、教育研究の活性化を図るためのコミュニティとして、機能し始めています。このような取り組みは持続性が求められるものであり、コミュニティづくりの更なる工夫が必要と考えていますが、全学的な知の共有が各教員個人を通じ、学部・研究科へフィードバックされるような仕組みづくりを進めていきたいと考えております。また、教員だけではなく、教育研究の営みを日常的に支える事務職員についても、積極的に参画するよう、研修の一環として取り組んでいくことも検討しています。

平成 26 年度からは、上記の開催成果を踏まえたうえで、さらに全学 FD 委員会が教育改革の方策についての内容の理解と、政策への対応の仕方を全学に提起するという目的を包含し、「FD 学習会」と名称を改め、アクティブ・ラーニングや IR をテーマにした企画を定期的に開催しています。

③FD フォーラム（講演会）の実施

本学においては、以上のような FD 活動を基盤としつつ、内向きの教育改善とならないように外部識者を招聘し、第三者の視点も踏まえながら、本学の教育研究のあり方を実証的に研究するため、これまで 17 回にわたり、FD フォーラム（講演会）を実施してきました。具体的な取り組みとしては、外部識者を招聘した基調講演、ワークショップによる討議形式による実施のほか、①で示した授業評価アンケート結果で高い評価を得た教員による事例報告会や教育の質保証プロジェクト（学内 GP）に採択された取組の成果報告など、単にその場の満足感に浸ることなく、緊張感を持って、教育研究を担う者としての責務を認識した上で効果的に実施しています。

平成 27 年度は、「教育の内部質保証～その基盤づくりと実際～」をテーマとし、基調講演、本学における教育改善の取組の 2 部構成で実施し、合計 105 名の教職員等が参加しました。

④教育の質向上を目的とした報奨制度

本学においては、学校法人名城大学職員規則第 47 条に基づき、(1) 学術上特に有益な研究業績のあった者、(2) 教育実践上特に功績のあった者、等に対する表彰制度を設け、教員の教育研究に対するモチベーションを高め、教育の質の向上を目的として、平成 17 年度に「教育優秀職員表彰要項」を制定しました。

平成 17 年度から、同要項に基づき、FD 委員会を母体とする「教育優秀職員選考委員会」にお

いて候補者を選考し、全学的な意思形成機関における議論を経て、教育優秀職員として表彰しました。

平成 25 年度には、本制度についての目的・位置づけについて見直しを行うとともに、より公正な推薦制度を担保するため、推薦および選考の方法について厳格化を図り、これまでの「教育優秀職員表彰制度」から「教育功労賞制度」に制度変更しました。平成 17 年度からの表彰結果は以下のとおりです。

【教育優秀職員表彰・教育功労賞表彰者数】

No	年度	表彰対象数
1	平成 17 年度	4 名+1 グループ (4 名)
2	平成 18 年度	1 グループ (2 名)
3	平成 19 年度	2 名
4	平成 20 年度	2 名
5	平成 21 年度	1 名
6	平成 22 年度	1 グループ (2 名)
7	平成 25 年度	4 名+2 グループ (31 名)
8	平成 26 年度	3 名+5 グループ (25 名)

また、表彰の対象となった取り組みの成果等は、FD フォーラムや名城大学教育年報を通じて発信し、その教育手法を全学的に普及させ、組織全体の教育の質向上を促す効果に結び付けています。

⑤名城大学教育年報

平成 18 年度からの新たな取り組みとして、FD 活動の成果を教育実績として積み重ね、本学における教育成果を内外に示し、「教育力」の更なる向上を図る礎となるよう、「名城大学教育年報」を刊行しています。この教育年報については、ホームページでの公開や全国の各大学への送付を通じて、本学の教育実践を学内にとどまらず、広く情報発信することで多様な教育ネットワークづくりを進めています。以上の FD 活動の取組みについては、刊行物（授業改善アンケート結果報告書、FD 活動報告書、名城大学教育年報）として、学内に留まることなく Web 環境を通じて広く社会に公表し、また、学生にもその活動状況を理解できるように附属図書館にも配架し、教育研究機関としての責務を履行するために、積極的な情報開示を推進しています。

(2) 研究科としての取組み

本研究科では、全学的な FD 方針に従い、教員の教育力を高めるために、学部・研究科共通としての常設委員会である教育改善委員会を組織し、学部と協働して FD フォーラムを定期的に実施し、FD 活動の推進を行っています。

また、同委員会の業務を更に拡大し、研究科独自の FD 活動も検討し始めております。同委員会では、全体としての基礎学力向上の取り組みを引き続き進めると同時に、平成 29 年度からの本研究科再編も踏まえ、成績上位層の勉学に積極的な学生の研究力を更に引き上げ、進学率の向上を含む大学院への円滑な接続に繋がる取り組みを新たに開始して

います。特に平成 27 年度は、理工学の語学・基礎教育から専門教育における取り組みを理解し、課題を再認識した上で、大学院における検討事項として、

- ・学部から大学院へ円滑な接続を目指した教育システム
- ・理工学研究科における FD
- ・理工学研究科における横断的教育
- ・理工学研究科博士後期課程の充実に向けての方策

を中心に自由討論を行い、その結果をさらに今後の教育改善委員会での企画に生かす方向で理工学教育推進フォーラムを実施しています。

以 上

—資料目次—

- 【資料 1】 MS-26 (2015 年度～) 戦略プラン【大学】
- 【資料 2】 化学関連産業の都道府県別従事者数順位 (平成 25 年)
- 【資料 3】 化学ビジョン研究会報告書 (抜粋)
- 【資料 4】 学校法人名城大学職員規則 (抜粋)
- 【資料 5】 研究指導スケジュール
- 【資料 6】 履修モデル (①～⑤)
- 【資料 7】 研究活動の不正行為に関する規程
- 【資料 8】 研究者等倫理委員会取扱要項
- 【資料 9】 応用化学専攻自習室平面図
- 【資料 10】 既設学部・研究科との関係図
- 【資料 11】 名城大学大学院理工学研究科委員会要項
- 【資料 12】 大学評価に関する規程
- 【資料 13】 公開情報

2015-2026

MS-26 戦略プラン

—開学 100 周年に向けて—

立学の精神：「**穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する**」

[大学・高校に関わる全ての人達と共有したい価値観]
生涯学びを楽しむ・・・「**Enjoy Learning for Life**」

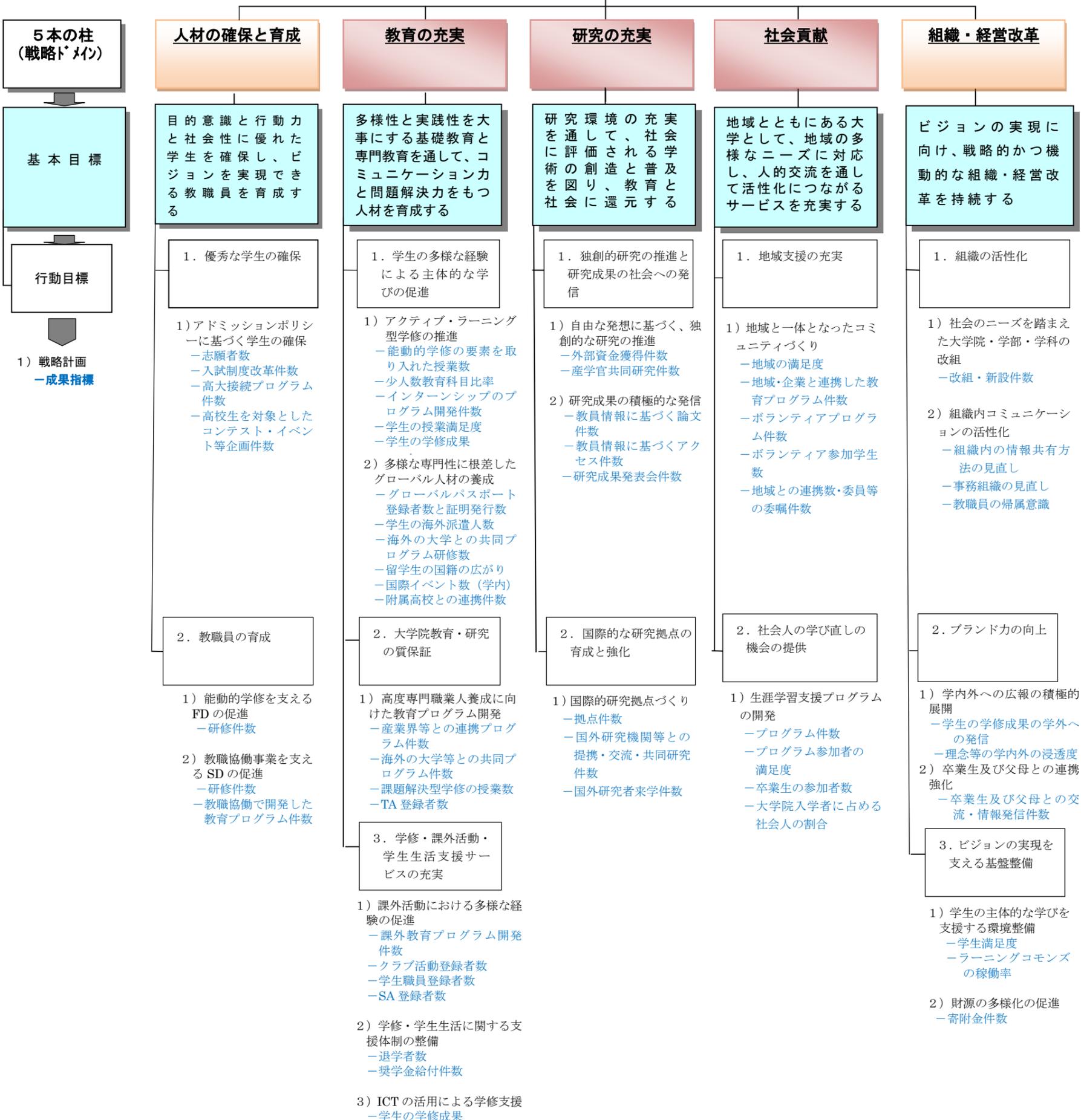
Vision：多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく「**学びのコミュニティ**」を創り広げる

Mission：(教育ミッション) 主体的に学び続ける「**実行力ある教養人**」を育てる

(研究ミッション) 「**学問の探究と理論の応用**」を通して、**成果を教育と社会に還元する**

(社会貢献ミッション) 社会との「**人的交流**」を通して、**地域の活性化に貢献する**

Key Performance Indicators (KPI)：学生の大学に対する満足度、学生の学修成果、就職満足度、卒業後の帰属意識、教職員の帰属意識



化学関連産業の都道府県別従事者数順位（平成 25 年）

プラスチック製品製造業

都道府県	事業所数	従事者数	従事者数順位
愛知	1,526	50,473	1
大阪	1,532	31,189	2
埼玉	1,037	25,720	3
静岡	703	23,224	4
茨城	491	19,686	5

ゴム製品製造業

都道府県	事業所数	従事者数	従事者数順位
愛知	238	11,767	1
静岡	107	7,413	2
三重	60	7,017	3
大阪	286	6,177	4
兵庫	255	6,034	5

鉄鋼業

都道府県	事業所数	従事者数	従事者数順位
愛知	507	30,147	1
大阪	652	19,447	2
兵庫	262	19,309	3
千葉	224	16,641	4
福岡	174	10,800	5

※ 平成 25 年工業統計調査（経済産業省）のデータによる

化学ビジョン研究会報告書

平成22年4月
化学ビジョン研究会

(5) 研究開発・人材育成

化学産業は、技術力が競争力に大きく影響する産業であるため、研究開発が重要である。しかし、我が国化学企業は、欧米の大手化学企業と比較すると研究開発費の規模が小さく、しかも複数の国内企業が先端的分野の開発を競っているため、結果的に国内で重複研究による非効率が生じているとも考えられる。加えて近年、設備費を始めとする研究開発費は高額化し、また一般に製品の寿命が短くなっているため、個社において必ずしも全ての研究開発を実施することができないケースも生じている。

一方、海外では、例えば半導体デバイス・材料分野では、ベルギーのIMEC、米国のALBANY NanoTechにおいて、高額な先端研究設備を備えた研究拠点が整備され、そこに優秀な目利き人材が研究テーマと参加者を効率的に組み合わせて活動を行っている。ここでは、我が国企業を含めた世界のトップクラスの企業が集結し、ニーズとシーズの国際的な擦り合わせが行われ、研究成果がデファクトとして発信されている。さらにこうした研究拠点間の国際的な競争にまで発展している。

研究開発を担う人材面でも、医歯薬学系を除く理工学系進学希望者の減少、工学系卒業者の技術系分野への就職の減少といった傾向が生じている。

特に理工系の博士人材については、産業界が求める博士人材と、大学教育での博士人材との間にギャップが生じており、これが博士人材の産業界における積極的採用や、優秀な人材の博士課程への進学に際して障害となっている、と指摘されている（日本経団連、国立大学

協会等の参画により構築された「産学人材育成パートナーシップ」化学分科会における議論)。

現に、産業界においては、一般に博士課程修了者を、修士課程修了者と区別せず、「人物本位」で採用を行っている。また、学生の側では、経済的な負担が大きいことに加え、修了後の就職におけるキャリアパスが必ずしも魅力的なものになっていないことから、優秀な人材が理工系博士課程に進学することに躊躇してしまっている。

こうした傾向が続けば、化学分野の基礎研究力は衰え、やがては産業界全体の競争力の衰えにつながる懸念される。

また、我が国の大学の研究現場には中国を始めとするアジア諸国等から多数の留学生が訪れており、近年優れた研究成果を挙げている。一方、こうした留学生研究者が我が国での就職を希望しても実現が難しいため、多くの研究者が欧米や本国に流れてしまうという事態も生じている。

4. 化学産業の課題と対応の方向性

前章の環境変化により、化学産業では新たに取り組んでいかねばならない課題が生じている。また、新たな課題に対しては、従来の事業の在り方を見直し、積極的に対応していくことが必要となる。本研究会で指摘のあった今後の対応の方向性をまとめると、

- (1) 国際展開
- (2) 高付加価値化(ビジネスモデル・企業間連携)
- (3) サステナビリティ(環境・安全安心)の向上
- (4) 技術力の向上

学校法人名城大学職員規則（抜粋）

昭和40年6月1日
規則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、学校法人名城大学の職員について適用すべき各般の根本基準を確立することにより、その業務の円滑な運営を保障し、もって事業の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人 学校法人名城大学をいう。
 - (2) 大学 法人の設置する名城大学をいう。
 - (3) 高等学校 法人の設置する名城大学附属高等学校をいう。
 - (4) 学長 名城大学学長をいう。
 - (5) 学校長 名城大学附属高等学校校長をいう。
 - (6) 学長等 名城大学学長及び名城大学附属高等学校校長をいう。
 - (7) 職員 教育職員（名城大学の教授、准教授、助教、講師、助手、教務技術員及び終身教授並びに名城大学附属高等学校の学校長、教諭、司書教諭、養護教諭、特任教諭及び講師をいう。）、事務職員及び技術職員をいう。
 - (8) 大学教員 名城大学の教育職員をいう。
 - (9) 高等学校教員 名城大学附属高等学校の教育職員をいう。
 - (10) 事務職員等 事務職員及び技術職員をいう。
 - (11) 専任の職員 専任の教育職員、専任の事務職員及び専任の技術職員をいう。
- ② 職員に準ずる者等 契約教育職員、契約事務職員、アルバイト、大学非常勤講師、高等学校非常勤講師および高等学校特任教諭をいう。

（管理監督者の定義）

第2条の2 管理監督者とは、事務職員等を指揮監督する次の者をいう。

- (1) 経営本部長
 - (2) 副経営本部長
 - (3) センター長等、事務部長
 - (4) 課長、室長、事務長
- ② 管理監督者については、第32条及び第34条の規定は適用するが、その管理を本人が自主的に行うものとする。

（適用範囲）

第2条の3 この規則は、専任の職員のうち、労働契約期間の定めのない者に適用する。

（略）

第20条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを定年とし、定年に達した日の属する学年度末をもって退職するものとする。

- (1) 大学教員及び教務技術員は、満65歳。ただし、65歳以降の任用については別に定める。
 - (2) 高等学校教員は、満65歳。ただし、学校長の任期がこれを超える場合については、任期満了の日。
 - (3) 事務職員等は、満65歳
- ② 任命権者は、前項の各号のいずれかに定める定年年齢によらない職員を任用をすることができる。なお、この任用の場合は、別に定めるものとする。

（略）

附 則

- ① この規則は、昭和40年6月1日から施行する。
- ② この規則のうち、第20条の規定は前項の規定にかかわらず、昭和41年4月1日から施行し、これに関する経過規定は別にこれを定める。

(略)

- ① この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- ② 教務技術員に移行した者（昭和59年3月31日以前の在職者に限る。）の定年は、第20条第1号ただし書の規定にかかわらず、満72歳とする。
- ③ 昭和59年3月31日以前に技術員の職に発令されている者で、教務技術員に移行しないものの定年は、なお従前の例による。

(略)

- ① この規則は、平成7年4月2日から施行する。
- ② 平成7年4月1日に在職する大学教員等（教務技術員は除く。）の定年は、第20条第1号イの規定にかかわらず、なお従前の例（満72歳）による。
- ③ 都市情報学部を設置認可時に文部省が認めた教育職員で、平成7年4月2日以降に採用した場合の定年は、第20条第1号イの規定にかかわらず、なお従前の例（満72歳）による。
- ④ 教務技術員に移行した者（昭和59年3月31日以前の在職者に限る。）の定年は、第20条第1号ロの規定にかかわらず、満72歳とする。

(略)

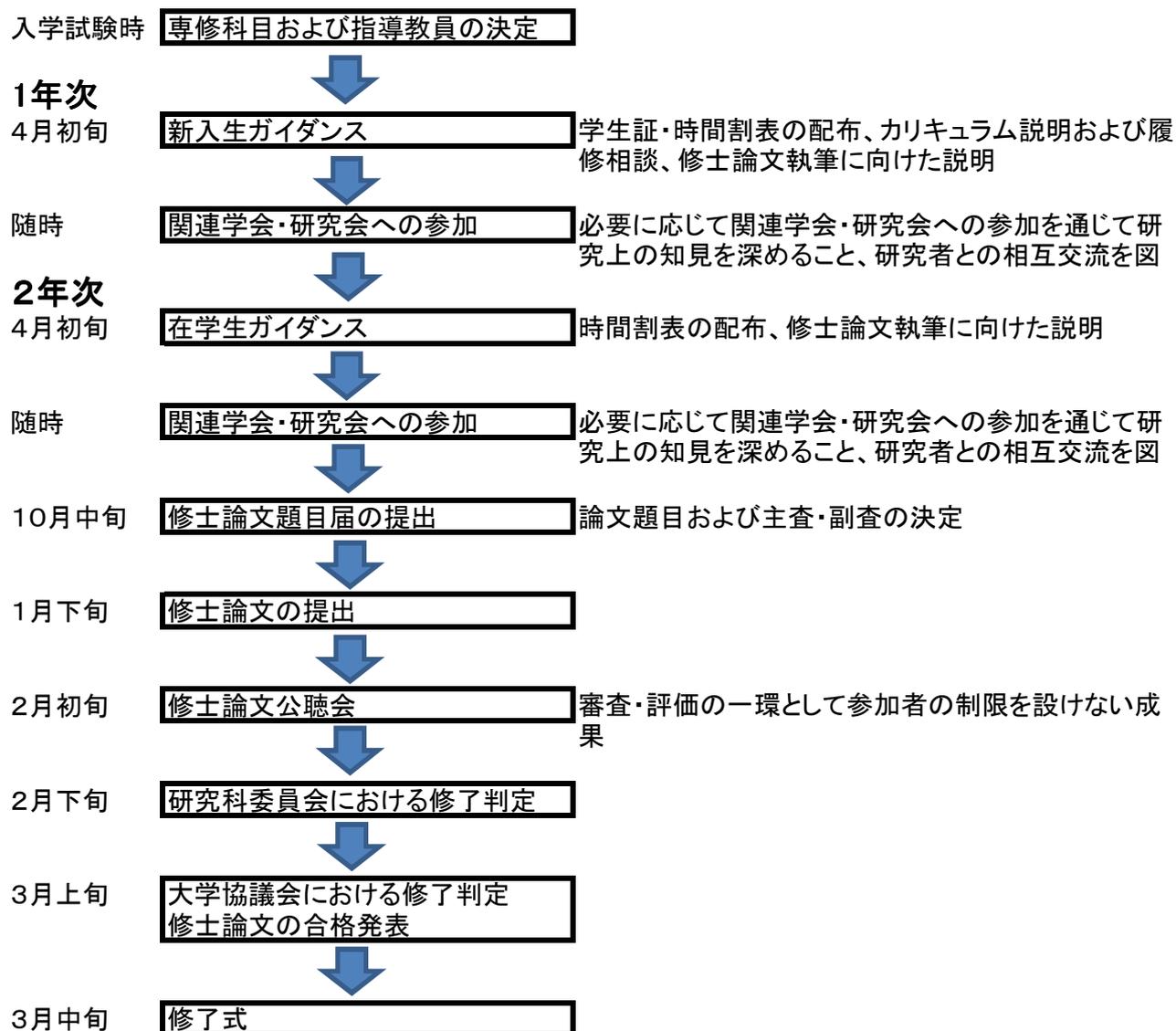
- ① この規則は、平成17年4月2日から施行する。
- ② 平成17年4月1日に在職する大学教員（教務技術員を除く。以下同じ。）の定年は、第20条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例（平成7年4月1日に在職する大学教員は満72歳、都市情報学部の設置認可時に文部省が認めた教育職員で、平成7年4月2日以降に採用した大学教員は満72歳、平成7年4月2日から平成17年4月1日までに採用した大学教員は満68歳又は当該学部教授会等で特に必要と認めた者で大学協議会等の議を経て満70歳を定年とした者は当該年齢）による。

(略)

- ① この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- ② 改正後の第2条第7号の規定にかかわらず、専任の教育職員として、当分の間、助教授を置くことができるものとする。

(略)

修了までのスケジュール



①化学物質の製造に関わる材料開発の業務に携わる研究者・技術者をを目指す学生の履修モデル

専修分野	科目名	必修	選択	1年次		2年次		合計
				前期	後期	前期	後期	
生命有機化学	応用有機化学特論		○	2				4
	先端超分子化学特論		○		2			
物質物理化学	機能ナノマテリアル特論		○		2			14
	応用物性化学特論		○	2				
	物質機能物理化学特論		○	2				
	物質物理化学特別演習・実験ⅠA	○		2				
	物質物理化学特別演習・実験ⅠB	○			2			
	物質物理化学特別演習・実験ⅡA	○					2	
	物質物理化学特別演習・実験ⅡB	○					2	
環境・エネルギー科学	導電材料特論		○		2			6
	低温物性特論		○	2				
	固体表面化学特論		○		2			
計				10	10	2	2	24

関連科目	応用分析化学科目	組成分析化学		○	1				
		構造機器分析化学		○	1				
		無機物質分析化学		○		1			
共通科目		アドバンスト・インターンシップ		○		2			
		特別講義Ⅰ		○	2				
計					4	3	0	0	7

年次別計				14	13	2	2	31
------	--	--	--	----	----	---	---	----

②生活化学分野で日常生活を支援する化学製品などの開発を行う研究者・技術者をを目指す学生の履修モデル

専修分野			必修	選択	1年次		2年次		合計
					前期	後期	前期	後期	
生命有機化学	応用生命分子科学特論			○	2				14
	ソフトマター特論			○		2			
	機能性高分子材料特論			○	2				
	生命有機化学特別演習・実験ⅠA	○			2				
	生命有機化学特別演習・実験ⅠB	○				2			
	生命有機化学特別演習・実験ⅡA	○					2		
	生命有機化学特別演習・実験ⅡB	○						2	
物質物理化学	機能ナノマテリアル特論			○		2			4
	物質機能物理化学特論			○	2				
環境・エネルギー科学	グリーンケミストリー特論			○		2			6
	機能性エネルギー材料特論			○	2				
	導電材料特論			○		2			
計					10	10	2	2	24

関連科目	応用分析化学科目	組成分析化学		○	1				
		構造機器分析化学		○	1				
		生命有機分析化学		○		1			
共通科目	科学技術英語			○	2				
	特別講義Ⅱ			○		2			
計					4	3	0	0	7

年次別計					14	13	2	2	31
------	--	--	--	--	----	----	---	---	----

③エネルギー関連分野で環境技術・安全技術などの開発を行う研究者・技術者を旨とする学生の履修モデル

専修分野			必修	選択	1年次		2年次		合計
					前期	後期	前期	後期	
生命有機化学	ソフトマター特論			○			2		4
	機能性高分子材料特論			○	2				
物質物理化学	機能ナノマテリアル特論			○			2		4
	応用磁気化学特論			○	2				
環境・エネルギー科学	機能性エネルギー材料特論			○	2				16
	無機材料科学特論			○			2		
	固体表面化学特論			○			2		
	生命エネルギーデバイス特論			○	2				
	環境・エネルギー科学特別演習・実験ⅠA	○			2				
	環境・エネルギー科学特別演習・実験ⅠB	○					2		
	環境・エネルギー科学特別演習・実験ⅡA	○						2	
環境・エネルギー科学特別演習・実験ⅡB	○							2	
計					10	10	2	2	24

関連科目	応用分析化学科目								
	組成分析化学			○	1				
	構造機器分析化学			○	1				
	無機物質分析化学			○			1		
共通科目	科学技術英語			○	2				
	特別講義Ⅱ			○			2		
計					4	3	0	0	7

年次別計			14	13	2	2	31
------	--	--	----	----	---	---	----

④化学物質の評価・管理などを行う分析技術開発を行う研究者・技術者をめざす学生の履修モデル

専修分野			必修	選択	1年次		2年次		合計
					前期	後期	前期	後期	
生命有機化学	応用有機化学特論			○	2				4
	先端超分子化学特論			○		2			
物質物理化学	機能ナノマテリアル特論			○		2			4
	応用物性化学特論			○	2				
環境・エネルギー科学	環境化学特論			○	2				14
	グリーンケミストリー特論			○		2			
	固体表面化学特論			○		2			
	環境・エネルギー科学特別演習・実験ⅠA	○			2				
	環境・エネルギー科学特別演習・実験ⅠB	○				2			
	環境・エネルギー科学特別演習・実験ⅡA	○					2		
	環境・エネルギー科学特別演習・実験ⅡB	○						2	
計					8	10	2	2	22

関連科目	応用分析化学科目	組成分析化学		○	1				
		構造機器分析化学		○	1				
		生命有機分析化学		○		1			
		無機物質分析化学		○		1			
共通科目		アドバンス・インターンシップ		○		2			
		特別講義Ⅰ		○	2				
計					4	4	0	0	8

年次別計					12	14	2	2	30
------	--	--	--	--	----	----	---	---	----

⑤高度な専門的知識と研究開発力を元に高校理科教員としての活躍を目指す学生の履修モデル

専修分野	科目名	必修	選択	1年次		2年次		合計
				前期	後期	前期	後期	
生命有機化学	応用有機化学特論		○	2				14
	先端超分子化学特論		○		2			
	バイオマテリアル特論		○	2				
	生命有機化学特別演習・実験ⅠA	○		2				
	生命有機化学特別演習・実験ⅠB	○			2			
	生命有機化学特別演習・実験ⅡA	○				2		
	生命有機化学特別演習・実験ⅡB	○					2	
物質物理化学	機能ナノマテリアル特論		○		2			6
	応用物性化学特論		○	2				
	物質機能物理化学特論		○	2				
環境・エネルギー科学	グリーンケミストリー特論		○		2			4
	導電材料特論		○		2			
計				10	10	2	2	24

関連科目	科目名	必修	選択	1年次	2年次	合計		
応用分析化学科目	組成分析化学		○	1				
	構造機器分析化学		○	1				
	生命有機分析化学		○		1			
共通科目	科学技術英語		○	2				
	特別講義Ⅱ		○		2			
計				4	3	0	0	7

年次別計				14	13	2	2	31
------	--	--	--	----	----	---	---	----

研究活動の不正行為に関する規程

平成27年4月1日
規程

(目的)

第1条 この規程は、名城大学（以下「本学」という。）において研究活動における不正行為が生じた場合の措置等を定めることにより、研究に関わるすべての者の研究活動の不正行為を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動」とは、競争的研究資金を始めとする学外から獲得した研究費及び本学が配分する研究費により行われるすべての研究活動をいう。ただし、競争的研究資金の執行・管理に関しては、別に定める。

② この規程において「研究者」とは、前項の研究活動を本学で行っている研究者又は在籍中に行っていた研究者をいう。

③ この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げる行為をいう。

(1) 研究活動における特定不正行為

ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

ウ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

(2) その他の研究活動における不正行為

ア 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

イ 不適切なオーサーシップ 論文著者が適正に公表されないこと

ウ 研究成果の漏洩 非公開の他人の研究成果、文章又は知的財産を、当該研究者等の知ることなく外部に公表又は漏らすこと

(3) 研究費の不正使用

(4) 前3号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

④ 前項第3号に規定する研究費の不正使用に関し必要な事項は別に定める。

(最高管理責任者)

第3条 研究活動の不正行為の防止に関し、最高管理責任者を置き、学長を充てる。

② 最高管理責任者は、最終的な責任及び権限を有する。

(統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者を置き、学長が指名する副学長（研究担当）を充てる。

② 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動の不正行為についての全体を統括する責任及び権限を有する。

(研究者等倫理委員会)

第5条 最高管理責任者は、本学における研究者等の研究活動の不正行為の防止及び不正行為に係る調査、判定等について、統括管理責任者を委員長とする研究者等倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置し、対応する。

(不正行為の事前防止の取組み)

第6条 最高管理責任者は、研究活動の不正行為を防止するため、次に掲げる研究に係る環境整備を講じなければならない。

(1) 共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化

(2) 複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の研究代表者が研究成果を適切に確認できる体制

(3) 若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう、適切な助言がなされる環境

(4) 研究者を対象とする研究倫理教育の義務化

(5) 研究者に対し、一定期間の研究データの保存及び必要に応じた開示の義務化
(倫理教育責任者)

第7条 研究者の倫理向上に関し倫理教育責任者を置き、学部長及び研究科長等を充てる。

- ② 倫理教育責任者は、所属するすべての研究者を対象に研究倫理教育を実施しなければならない。
- ③ 倫理教育責任者は、前項の実施状況について統括管理責任者に報告しなければならない。
- ④ 倫理教育責任者は、指導教員等を通じて所属学生に研究倫理教育の実施を推進しなければならない。

(相談窓口)

第8条 学内外からの不正行為に関する相談の受付窓口を学術研究支援センターに置く。

- ② 相談窓口責任者には、学術研究支援センター長を充てる。

(告発窓口)

第9条 学内外からの不正行為に関する告発及び情報提供の受付窓口(以下「告発窓口」という。)を監査室及び告発者保護の観点から学外の第三者機関に置く。

- ② 告発窓口は、次の業務を行う。
 - (1) 不正行為に係る告発の受付
 - (2) 不正行為に係る告発及び提供された情報の整理
 - (3) 異議申立の受付(次条第2項ただし書において氏名の秘匿を希望した者に限る。)
 - (4) 告発者(次条第2項ただし書において氏名の秘匿を希望した者に限る。)への調査結果及び判定結果等の通知

(告発の受付)

第10条 告発は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話又は面談で行うことができる。

- ② 告発は、顕名により行われ、不正行為を行ったとする者、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されてなければならない。ただし、告発者は、氏名の秘匿を希望することができる。

(告発の取扱い)

第11条 前条により告発があった場合は、告発窓口は速やかにその内容を最高管理責任者に報告する。

- ② 前条第1項の告発のうち、書面など告発窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法の場合は、告発者に受け付けたことを報告する。ただし、告発として受け付けないと判断した場合は、告発者に報告しない。

(職権による調査)

第12条 最高管理責任者は、第10条の告発があった場合及び次に掲げる不正行為に係る情報を得た場合は、調査の開始を委員会に命ずることができる。

- (1) 研究者の所属部局等から不正行為の疑いがある旨の報告を受けた場合
- (2) 科学コミュニティ、報道からの指摘及びその他信頼性のある不正行為の情報を得た場合
- ② 前項各号の報告の受付及び提供された情報の整理は、学術研究支援センターが行う。

(他の研究機関との合同調査)

第13条 本学の研究者に対して他の研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合等において、他の研究機関と合同で調査することができる。

(予備調査)

第14条 委員会は、第12条により調査の開始を命ぜられた場合は、専門分野に応じた調査及び審議の適性を確保するために、予備調査部会(以下「部会」という。)を置く。

- ② 部会は、当該案件の内容について疑義の合理性、本調査の実施可能性等の予備調査を告発等の受付から30日以内に行うものとする。
- ③ 部会は、予備調査の実施に当たっては、告発者からの事情聴取又は告発に係る書面に基づき、調査する。
- ④ 部会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。
- ⑤ 部会は、予備調査の実施に当たっては、告発者及び調査対象者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。
- ⑥ 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 委員会委員のうちから倫理委員長が指名する者 若干名

(2) その他委員会が必要と認めた者

(3) 最高管理責任者が指名する第三者機関に属する外部有識者

⑦ 前項に定める委員は、告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

⑧ 部会の長は、第6項第1号の委員のうちから倫理委員長が指名する。

(予備調査結果の報告)

第15条 部会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を委員会に報告しなければならない。

② 委員会は、前項の報告に基づき、不正行為の存在の可能性を判定し、本調査実施の可否を最高管理責任者に報告しなければならない。

③ 委員会は、不正行為の存在が認められない場合には、告発者及び調査対象者（ただし、前条第4項の規定により事情聴取を行った者に限る。）に通知しなければならない。

(予備調査に関する異議申立て)

第16条 告発者は、前条の通知に対し、正当な理由がある場合、1回に限り、異議の申立てをすることができる。

② 前項の異議申立ては、通知を受けてから1週間以内に、所定の異議申立書を倫理委員長に提出することにより行わなければならない。

③ 委員会は、異議申立てが妥当であると判断した場合は、本調査実施の可否について再検討を行う。

④ 前項において、委員会は、再度予備調査を行うことができる。

⑤ 前項の予備調査は、必要に応じて部会委員の交代、追加又は除外を行う。

(本調査)

第17条 予備調査により不正行為の存在の可能性が認められた場合、委員会は、30日以内に本調査を実施しなければならない。

② 委員会は、本調査を実施する場合、調査委員会を置くものとする。

③ 調査委員会は、本調査の実施に当たり、告発者及び調査対象者からの事情聴取並びに告発に係る書面に基づき、不正行為の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度等について調査する。

④ 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、告発者及び調査対象者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。

⑤ 最高管理責任者は、研究活動の特定不正行為において、本調査の実施が決定された場合は、文部科学省及び配分機関に報告しなければならない。

⑥ 前項のうち、本調査を実施する場合は、調査方針、調査対象及び方法等についても、報告・協議しなければならない。

⑦ 最高管理責任者は、本調査の実施が決定された場合は、裁定までの間、告発及び情報提供のあった研究に関わる研究費の支出の停止を命じるものとする。

⑧ 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 委員会の委員のうち倫理委員長が指名する者

(2) その他委員会が必要と認めた者

(3) 最高管理責任者が指名する第三者機関に属する外部有識者

⑨ 研究活動の特定不正行為の調査に係る調査委員会においては、前項第3号の委員が前項の委員の半数以上となるよう構成しなければならない。

⑩ 第8項の委員は、告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

⑪ 調査委員会の委員長は、第8項第1号の委員のうちから倫理委員長が指名する。

⑫ 委員長は、調査委員会の設置にあたり、調査委員の氏名・所属を告発者及び調査対象者に伝達し、1週間以内であれば異議申立てを受け付けるとともに異議申立ての内容が妥当と判断した時は、当該調査委員を交代させるものとする。

⑬ 調査委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 関係者からの事情聴取

(2) 各種資料の精査（論文、実験・観察ノート、生データ等）

(3) その他本調査の実施に関して、必要と認められる事項

⑭ 前項の調査に当たっては、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、漏えいすることがないように、十分配慮しなければならない。

⑮ 調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督の下に再現実験の機会を確保しなけれ

ばならない。

- ⑩ 調査委員会は、本調査の結果を委員会に報告しなければならない。
- ⑪ 研究活動の特定不正行為においては、本調査の結果、不正の事実が一部でも確認された場合、文部科学省及び配分機関に報告しなければならない。
- ⑫ 前項のほか、文部科学省及び配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告若しくは調査の中間報告の提出又は正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じなければならない。

(判定)

第18条 委員会は、前条の本調査の結果をもとに不正行為の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度等について判定を行う。

- ② 不正行為が行われなかったと判定される場合において、告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は、併せてその旨の判定を行う。
- ③ 委員会は、第1項及び前項の判定に当たっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(本調査・判定結果の通知)

第19条 委員会は、本調査の開始から150日以内に前条の判定の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

- ② 委員会は、調査の内容、判定結果、調査及び判定を行った者の氏名と所属を、告発者及び調査対象者に通知しなければならない。

(本調査・判定に関する異議申立て)

第20条 不正行為が行われたと判定された調査対象者又は告発が悪意であると判定された告発者は、前条第2項の通知内容に関して、正当な理由がある場合、1回に限り、異議の申立てをすることができる。

- ② 前項の異議申立ては、通知を受けてから10日以内に、所定の異議申立書を倫理委員長に提出することにより行わなければならない。
- ③ 委員会は、不正行為と判定された調査対象者から異議申立てがあった場合、告発者に通知するものとする。
- ④ 委員会は、告発が悪意であると判定された告発者から異議申立てがあった場合、告発者が所属する機関及び調査対象者に通知するものとする。
- ⑤ 委員会は、第1項の異議申立てがあった場合、異議申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査実施の可否について決定する。
- ⑥ 前項により、異議申立てを却下すべきと決定した場合は、不正行為が行われたと判定された調査対象者又は悪意であると判定された告発者に当該決定を通知する。
- ⑦ 委員会は、異議申立書を受理した場合及び前項の再調査の可否について、最高管理責任者に報告しなければならない。
- ⑧ 最高管理責任者は、第1項の異議申立てのうち、研究活動の特定不正行為においては、本調査の内容、判定の結果、異議申立てがあったこと、異議申立ての却下及び再調査の決定について、文部科学省及び配分機関に報告しなければならない。

(再調査・再判定)

第21条 委員会は、異議申立てが妥当であると判断した場合、再調査・再判定を行う。

- ② 再調査・再判定は、第17条及び第18条に定める調査及び判定の手続きを準用する。
- ③ 委員会は、異議申立ての趣旨について新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、調査委員の交代、追加又は除外を行うものとする。
- ④ 不正行為と判定された調査対象者の異議申立ての再調査の場合、本調査の結果を覆すに足る資料等の提出及び再調査の協力を求め、協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができる。

(再調査・再判定結果の通知)

第22条 委員会は、再調査を行う場合は、50日以内に再判定を行い、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。この場合において、文書により調査対象者及び告発者に通知する。

- ② 前項の規定にかかわらず、委員会は、悪意に基づく告発の再調査を行う場合、30日以内に再判定を行い、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

- ③ 委員会は、再調査の内容及び再判定結果を、告発者及び調査対象者に通知しなければならない。
- ④ 告発者及び調査対象者は、第1項及び第2項の判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(裁定及び公表等)

第23条 最高管理責任者は、第18条第1項(異議申立てにより再調査を行ったときは前条第1項。)の判定が行われた場合に、不正行為の有無、不正の内容、関与した者、その関与の程度等について裁定を行う。

- ② 最高管理責任者は、前項の裁定の結果、不正行為が確認された場合は、次の各号に掲げる勧告及び通知を行う。

- (1) 調査対象者の所属する学部長等への勧告
- (2) 研究活動の特定不正行為においては、文部科学省及び配分機関に対し、報告書(調査内容、調査結果、措置の内容、不正行為発生要因、再発防止策等)により通知
- (3) 関連学会、学術誌編集委員会等への通知
- (4) その他必要に応じて関連教育研究機関等への通知

- ③ 最高管理責任者は、研究活動の特定不正行為においては、前々項の裁定の結果、不正行為が確認されなかった場合においても、文部科学省及び配分機関に通知しなければならない。

- ④ 最高管理責任者は、第18条第2項(異議申立てにより再調査を行ったときは前条第2項。)の悪意に基づく告発の確認が行われた場合に、悪意の有無、悪意の内容、関与した者、その関与の程度等について裁定を行う。

- ⑤ 最高管理責任者は、前項の結果、悪意に基づく告発と裁定した場合、告発者の所属長、文部科学省及び配分機関に通知を行う。

- ⑥ 最高管理責任者は、研究活動の特定不正行為においては、第4項の裁定の結果、悪意に基づく告発と確認されなかった場合においても、文部科学省及び配分機関に通知しなければならない。

- ⑦ 最高管理責任者は、第1項及び第4項の裁定の結果、不正行為の存在及び悪意に基づく告発が確認された場合は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、研究者氏名・所属、調査結果及び措置の内容を公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、その意見を付して公表するものとする。

- ⑧ 最高管理責任者は、第1項で不正行為の存在が認められない事案のうち、調査内容が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

(措置)

第24条 前条の裁定により不正行為が明らかになった場合は、次の各号の措置を行うものとする。

- (1) 本学の研究者等による不正行為又は悪意に基づく告発が明らかになった場合は、名城大学学則、名城大学大学院学則及び学校法人名城大学職員規則により懲戒を行うことができる。
 - (2) 本学の研究者等以外の者による不正行為又は悪意に基づく告発が明らかになった場合は、速やかにその者の本務先に通知する。
 - (3) 本学の研究者等による不正行為が明らかになった場合は、論文等の取下げを勧告する。
 - (4) その他不正行為等を排除するために要因を把握し、具体的な対策を講じなければならない。
- ② 前項の規定に関わらず、不正行為等が明らかになった場合は、必要な法的措置をとることができる。

(調査対象者の保護)

第25条 最高管理責任者は、調査の結果、告発に係る不正行為の事実が認められなかった場合で、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉毀損等があった場合は、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐する者の同席)

第26条 第14条から第22条までの手続きに際し、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めるときは、告発者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第27条 不正行為に係る告発に関係する者は、当該告発に基づいて行われる調査に際して協力を求め

られた場合には、これに応じなければならない。

(告発者の保護等)

第28条 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したこと及び告発に基づいて行われた調査に協力したことを理由に、告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

② 告発窓口の担当者及び倫理委員長は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(秘密の保持)

第29条 告発窓口の担当者及び当該告発に携わる調査関係者は、告発者、調査対象者、告発内容及び調査内容について、裁定結果の公表まで、告発者及び調査対象者の意に反して漏洩しないよう秘密保持を徹底しなければならない。

(事務)

第30条 研究活動の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部署の協力を得て、学術研究支援センターが分掌する。

(疑義の裁定)

第31条 この規程の施行に際し、疑義が生じた場合は、学長の裁定による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

研究者等倫理委員会取扱要項

平成20年5月29日

要項

(趣旨)

第1条 この要項は、競争的研究資金の執行・管理に関する規程第10条及び研究活動の不正行為に関する規程第5条に基づき、名城大学（以下「本学」という。）における研究活動の公正性の確保、研究費の適正な使用及び研究者等の研究倫理に関する事項を審議するため設置する研究者等倫理委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究者等の研究倫理に係る基準に関する事項
- (2) 研究者等の研究活動の倫理及び競争的研究資金の執行・管理に係る教育・啓発活動に関する事項
- (3) 研究活動の不正行為防止に関する事項
- (4) 競争的研究資金の不正使用防止に関する事項
- (5) 研究活動の不正行為及び研究費の不正使用の調査及び判定等に関する事項
- (6) その他学長から諮問された事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長（研究担当）
 - (2) 学長が指名する学部長 若干名
 - (3) 学長が指名する研究科長 若干名
 - (4) 総合研究所所長
 - (5) 学術研究支援センター長
 - (6) 学術研究審議委員会委員のうちから学長が指名する者
 - (7) その他、必要に応じ学長が指名する者
- ② 学長が指名する本学教職員以外で、専門的知識を有する者を委員とすることができる。
- ③ 第1項第2号、第3号、第6号、第7号及び前項の委員については、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号、第6号、第7号及び第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- ② 前項に規定する委員が欠けた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、副学長（研究担当）をもって充てる。

- ② 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名した委員が、その職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- ③ 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要がある場合に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(予備調査部会及び調査委員会)

第8条 委員会には、必要に応じて、予備調査部会及び調査委員会を置く。

- ② 前項の委員については、委員会で定める。

(学長への報告)

第9条 委員会において、議決を得た審議事項については、学長に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会に関する事務については、学術研究支援センターが分掌する。

附 則

この要項は、平成20年5月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年11月25日から施行する。

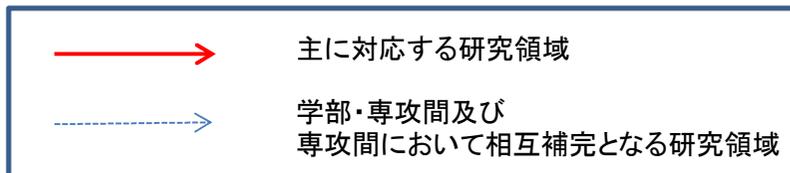
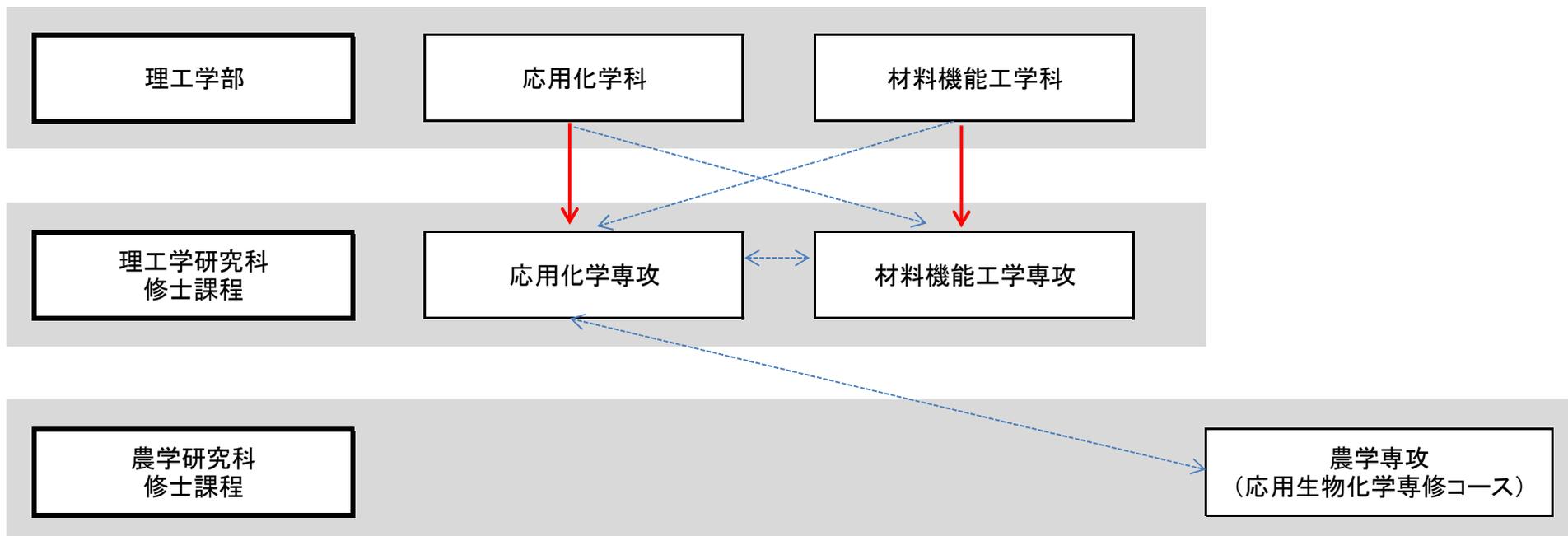
附 則

この要項は、平成22年12月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

既設の学部や研究科との関係



名城大学大学院理工学研究科委員会要項

(設置)

第1条 名城大学大学院学則の定めに基づき、名城大学大学院理工学研究科（以下「本研究科」という。）の重要事項を審議するため、大学院理工学研究科委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

② 本委員会は、博士課程部会及び修士課程部会からなる。

(組織)

第2条 本委員会の博士課程部会は、本研究科の研究指導科目を担当する専任の教授を以って組織し、修士課程部会は、授業科目を担当する専任の教授を以って組織する。

② 必要に応じて、本研究科の授業科目を担当する准教授等専任教員を参加させることができる。

(委員会の招集及び議長)

第3条 本委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。ただし、研究科長に事故あるときは、理工学研究科主任教授が、また、研究科長及び理工学研究科主任教授共に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授がその職務を代行する。

(委員会の成立及び議事)

第4条 本委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。

② 本委員会の議事の承認は、出席者の過半数の賛成を必要とし、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、教員の選考に関しては名城大学大学院理工学研究科教員資格審査内規、また、学位授与の議事については、名城大学大学院学位規程による。

(審議事項等)

第5条 本委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究及び教育に関する事項
- (2) 学生の入学、休学、退学及び賞罰等身分に関する事項
- (3) 授業科目等及び履修方法並びに試験に関する事項
- (4) 学位に関する事項
- (5) 教員組織に関する事項
- (6) 教育研究に係る学則の変更に関する事項
- (7) その他本研究科の教育研究に関する重要事項

② 本委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他教育研究に関する事項で、本委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

(事務処理)

第6条 本委員会は、議事録を作成し、保存する。

(その他)

第7条 この要項の施行に関し必要な事項は、本委員会の議を経て研究科長が定める。

(要項改正)

第8条 この要項は、本委員会において出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することができない。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

大学評価に関する規程

平成17年5月26日

規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、名城大学学則第2条及び名城大学大学院学則第3条に規定する自己点検・評価に係る必要な事項を定め、適切な大学評価の推進を図ることを目的とする。

第2章 大学評価委員会

(大学評価の目的)

第2条 大学評価は、教育研究諸活動の改善を促進するため、継続的及び系統的に行い、名城大学（以下「本大学」という。）の目的及び社会的使命の達成に資することを目的とする。

(大学評価委員会の設置)

第3条 本大学に、大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(評価委員会の職務)

第4条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項について、その職務を行い、全学的視点から審議する。

- (1) 組織評価・個人評価の企画・立案・実施に係る方針の策定に関すること
- (2) 組織評価の前提となる計画書の検証に関すること
- (3) 学部等評価委員会から提出のあった学部等評価報告書等の検証に関すること
- (4) 全学的組織評価の実施に関すること
- (5) 認証評価機関による評価に関すること
- (6) その他、学長が必要と認める事項に関すること

(評価委員会の委員)

第5条 評価委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 各学部長及び各研究科長
 - (4) 入学センター長、学務センター長、学術研究支援センター長、総合研究所長、キャリアセンター長、大学教育開発センター長、情報センター長、附属図書館長、国際化推進センター長
 - (5) 経営本部長
 - (6) その他、学長が必要と認めた者
- ② 学長が必要と認める場合には、学外有識者を委員に加えることができる。
- ③ 第1項第6号の委員については、学長が委嘱する。

(評価委員会の委員の任期)

第6条 前条第1項第6号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

② 前項に規定する委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(評価委員会の委員長)

第7条 評価委員会に委員長を置き、学長がこれにあたる。

② 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が委員長の職務を行う。

(会議)

第8条 評価委員会は、委員長が招集し、議長となる。

② 評価委員会は、委員の4分の3の出席によって成立する。

③ 議決を要する場合は、出席委員の3分の2以上の賛成による。

(委員以外の者の出席)

第9条 評価委員会は、必要がある場合には、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(協力依頼)

第10条 評価委員会は、必要な範囲内において、部署等に、資料の提出等について協力を求めることができる。

② 評価委員会は、財政及び管理運営等の点検・評価に係ることについて、学校法人名城大学に対し協力を求めることができる。

(評価委員会の事務)

第11条 評価委員会の事務は、大学教育開発センター及び経営本部総合政策部が処理する。

第3章 学部等評価委員会

(学部等評価の目的)

第12条 学部、研究科、センター、附属図書館及び研究所（以下「学部等」という。）の評価は、教育研究諸活動の改善を促進するため、継続的及び体系的に行い、各学部等の教育目的等の達成に資することを目的とする。

(学部等評価委員会の設置)

第13条 学部等の評価等を実施するため、各学部等に学部等評価委員会を置く。

(学部等評価委員会の職務)

第14条 学部等評価委員会は、次の各号に掲げる事項について、その職務を行い、審議する。

(1) 学部等の目的及び計画に基づいた組織評価及び個人評価の実施に関すること

(2) 各学部等に係る認証評価機関による評価に関すること

(3) その他、学部等評価に関すること

(学部等評価委員会の委員)

第15条 学部等評価委員会は、次の者をもって組織する。

(1) 学部長又は研究科長、センター長、附属図書館長及び研究所長（以下「学部長等」という。）

(2) 学部等から選出の委員 若干名

(3) その他、学部長等が必要と認めたる者

② 学部長等が必要と認める場合には、他学部の教員又は学外有識者を委員に加えることができる。

③ 第1項第2号及び第3号の委員は、学部長等が協力要請する。

(学部等評価委員会の委員の任期)

第16条 前条第1項第2号及び第3号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(学部等評価委員会の委員長)

第17条 学部等評価委員会に委員長を置き、学部長等がこれにあたる。

② 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が委員長の職務を行う。

(準用)

第18条 学部等評価委員会の委員会の運営については、第8条及び第9条の規定を準用する。

(学部等評価委員会の事務)

第19条 学部等評価委員会の事務は、各学部事務室及び学務センターが処理する。

第4章 認証評価機関による評価

(認証評価機関による評価の実施)

第20条 認証評価機関による評価については、関係法令その他認証評価機関が定める実施方法等に從い実施するものとする。

② 学長及び学部長等は、認証評価機関による評価結果により、改善が必要と認められる場合には、その改善に努めなければならない。

第5章 雑則

(補則)

第21条 この規程の施行に必要なことは、別に定める。

附 則

① この規程は、平成17年5月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

② 「自己点検・評価委員会規程」は、この規程施行の日から、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

公開情報

■ 公開情報

| 基本情報

大学の基本組織、現在の学生数等の基本情報をご覧ください。

大学組織

[▶ 理念・立学の精神](#)[▶ 組織機構図](#)[▶ 役員一覧](#)[▶ 所在地・キャンパスマップ](#)[▶ 交通アクセス](#)

学生データ

[▶ 入学定員/入学者数/編入学者数](#)[▶ 収容定員/在籍者数/収容定員充足率](#)[▶ 入学者推移](#)[▶ 社会人学生数](#)[▶ 外国人留学生数](#)[▶ 海外派遣学生数](#)[▶ 卒業生数/修了者数](#)[▶ 学位授与数](#)

| 教育情報

学部・研究科の目的、教育課程の概要、学びの成果等に関する基本方針をご覧ください。

[▶ 学部](#)[▶ 大学院](#)[▶ 教職課程](#)[▶ シラバス !\[\]\(c07d3c330e48e53261d5df98e7fd4133_img.jpg\)](#)

| 教員・研究情報

教員組織、教員の教育研究諸活動をご覧ください。

[▶ 教員数](#)[▶ !\[\]\(eda4c73d5778b2f166b867dbbe0e76de_img.jpg\) 教員情報データベース](#)

学生生活

キャンパスの概要、大学での学びを支える奨学制度の情報をご覧いただけます。

› 学生支援組織

› 学費

› 経済的支援

› 課外活動

▾ 運動施設の概要

就職・進学情報

卒業後の進路に関する情報をご覧いただけます。

› 学部

› 大学院

▾ 主な就職先

› 就職支援組織

国際交流

海外の大学との交流、外国人留学生の学びに関する情報をご覧いただけます。

› 海外協定校

› 外国人留学生の受け入れ

› 在学中のサポート

› 卒業後のネットワーク

› 国際交流支援組織

経営情報

大学の財務情報、事業計画、事業報告をご覧いただけます。

› 事業計画・報告

› 財務情報

› 学校法人名城大学の基本戦略（MS-26）